2022年度
大学院法学研究科
講義概要（シラバス）

法政大学

科目一覧［発行日：2022/5/2］最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス（https://syllabus.hosei.ac.jp/）で確認してください。

【X4000】リーガル・リサーチ［楊　帆］春学期授業/Spring 1
【X4003】法律学原典研究（独語）Ⅰ［大野　達司］春学期授業/Spring 2
【X4004】法律学原典研究（独語）Ⅱ［大野　達司］秋学期授業/Fall 3
【X4005】法律学原典研究（仏語）Ⅰ［大津　浩］春学期授業/Spring 4
【X4006】法律学原典研究（仏語）Ⅱ［大津　浩］秋学期授業/Fall 5
【X4010】法哲学特殊講義Ⅰ［大野　達司］春学期授業/Spring 6
【X4011】法哲学特殊講義Ⅱ［大野　達司］秋学期授業/Fall 6
【X4012】法制史特殊講義Ⅰ［川口　由彦］春学期授業/Spring 7
【X4013】法制史特殊講義Ⅱ［川口　由彦］秋学期授業/Fall 8
【X4014】法制史特殊講義Ⅲ［高　友希子］春学期授業/Spring 9
【X4015】法制史特殊講義Ⅳ［高　友希子］秋学期授業/Fall 10
【X4018】英米法特殊講義Ⅰ［小山田　朋子］春学期授業/Spring 11
【X4019】英米法特殊講義Ⅱ［小山田　朋子］秋学期授業/Fall 12
【X4022】憲法特殊講義Ⅰ［建石　真公子］春学期授業/Spring 13
【X4023】憲法特殊講義Ⅱ［建石　真公子］秋学期授業/Fall 14
【X4024】憲法特殊講義Ⅲ［金子　匡良］春学期授業/Spring 15
【X4025】憲法特殊講義Ⅳ［金子　匡良］秋学期授業/Fall 16
【X4026】行政法特殊講義Ⅰ［西田　幸介］春学期授業/Spring 17
【X4027】行政法特殊講義Ⅱ［濱西　隆男］秋学期授業/Fall 18
【X4028】行政法特殊講義Ⅲ［交告　尚史］春学期授業/Spring 19
【X4029】行政法特殊講義Ⅳ［交告　尚史］秋学期授業/Fall 20
【X4037】民法特殊講義Ⅰ［大澤　彩］春学期授業/Spring 21
【X4038】民法特殊講義Ⅱ［大澤　彩］秋学期授業/Fall 22
【X4039】民法特殊講義Ⅲ［新堂　明子］春学期授業/Spring 23
【X4040】民法特殊講義Ⅳ［新堂　明子］秋学期授業/Fall 24
【X4041】民法特殊講義Ⅴ［川村　洋子］春学期授業/Spring 24
【X4042】民法特殊講義Ⅵ［川村　洋子］秋学期授業/Fall 25
【X4043】商法特殊講義Ⅰ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 26
【X4044】商法特殊講義Ⅱ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 27
【X4055】倒産法特殊講義Ⅰ［倉部　真由美］春学期授業/Spring 27
【X4056】倒産法特殊講義Ⅱ［倉部　真由美］秋学期授業/Fall 28
【X4062】労働法特殊講義Ⅰ［藤本　茂］春学期授業/Spring 29
【X4063】労働法特殊講義Ⅱ［藤本　茂］秋学期授業/Fall 30
【X4064】労働法特殊講義Ⅲ［浜村　彰］春学期授業/Spring 31
【X4065】労働法特殊講義Ⅳ［浜村　彰］秋学期授業/Fall 32
【X4066】社会保障法特殊講義Ⅰ［大原　利夫］春学期授業/Spring 33
【X4067】社会保障法特殊講義Ⅱ［大原　利夫］秋学期授業/Fall 34
【X4068】教育法特殊講義Ⅰ［小泉　広子］春学期授業/Spring 35
【X4069】教育法特殊講義Ⅱ［小泉　広子］秋学期授業/Fall 36
【X4072】刑法特殊講義Ⅰ［佐野　文彦］春学期授業/Spring 37
【X4073】刑法特殊講義Ⅱ［佐野　文彦］秋学期授業/Fall 38
【X4076】刑事訴訟法特殊講義Ⅰ［田中　開］春学期授業/Spring 39
【X4077】刑事訴訟法特殊講義Ⅱ［田中　開］秋学期授業/Fall 39
【X4097】法制史論文指導Ⅲ［川口　由彦］春学期授業/Spring 40
【X4098】法制史論文指導Ⅳ［川口　由彦］秋学期授業/Fall 40
【X4105】憲法演習Ⅲ［國分　典子］春学期授業/Spring 41
【X4106】憲法演習Ⅳ［國分　典子］秋学期授業/Fall 42
【X4107】行政法演習Ⅰ［西田　幸介］春学期授業/Spring 43
【X4108】行政法演習Ⅱ［西田　幸介］秋学期授業/Fall 44
【X4113】憲法論文指導Ⅲ［建石　真公子］春学期授業/Spring 45
【X4114】憲法論文指導Ⅳ［建石　真公子］秋学期授業/Fall 46
【X4115】行政法論文指導Ⅰ［西田　幸介］春学期授業/Spring 47
【X4116】行政法論文指導Ⅱ［西田　幸介］秋学期授業/Fall 48

【X4131】商法演習Ⅲ［荒谷　裕子］春学期授業/Spring 49
【X4132】商法演習Ⅳ［荒谷　裕子］秋学期授業/Fall 50
【X4133】商法演習Ⅴ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 51
【X4134】商法演習Ⅵ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 52
【X4143】民法論文指導Ⅰ［大澤　彩］春学期授業/Spring 52
【X4144】民法論文指導Ⅱ［大澤　彩］秋学期授業/Fall 53
【X4145】民法論文指導Ⅰ［川村　洋子］春学期授業/Spring 54
【X4146】民法論文指導Ⅱ［川村　洋子］秋学期授業/Fall 55
【X4147】商法論文指導Ⅰ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 56
【X4148】商法論文指導Ⅱ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 57
【X4149】商法論文指導Ⅰ［荒谷　裕子］春学期授業/Spring 58
【X4150】商法論文指導Ⅱ［荒谷　裕子］秋学期授業/Fall 59
【X4151】商法論文指導Ⅲ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 60
【X4152】商法論文指導Ⅳ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 60
【X4159】知的財産法論文指導Ⅲ［武生　昌士］春学期授業/Spring 61
【X4160】知的財産法論文指導Ⅳ［武生　昌士］秋学期授業/Fall 62
【X4169】労働法演習Ⅰ［沼田　雅之］春学期授業/Spring 63
【X4170】労働法演習Ⅱ［沼田　雅之］秋学期授業/Fall 64
【X4173】社会保障法演習Ⅰ［沼田　雅之］春学期授業/Spring 65
【X4174】社会保障法演習Ⅱ［沼田　雅之］秋学期授業/Fall 66
【X4175】労働法論文指導Ⅰ［沼田　雅之］春学期授業/Spring 67
【X4176】労働法論文指導Ⅱ［沼田　雅之］秋学期授業/Fall 68
【X4300】基礎法特殊研究Ⅰ［小山田　朋子］春学期授業/Spring 69
【X4301】基礎法特殊研究Ⅱ［小山田　朋子］秋学期授業/Fall 70
【X4307】公法特殊研究Ⅰ［西田　幸介］春学期授業/Spring 71
【X4308】公法特殊研究Ⅱ［濱西　隆男］秋学期授業/Fall 72
【X4309】公法特殊研究Ⅰ［森田　章夫］春学期授業/Spring 73
【X4310】公法特殊研究Ⅱ［森田　章夫］秋学期授業/Fall 74
【X4313】公法特殊研究Ⅲ［建石　真公子］春学期授業/Spring 75
【X4314】公法特殊研究Ⅳ［建石　真公子］秋学期授業/Fall 76
【X4318】民事法特殊研究Ⅰ［川村　洋子］春学期授業/Spring 77
【X4319】民事法特殊研究Ⅱ［川村　洋子］秋学期授業/Fall 78
【X4320】民事法特殊研究Ⅰ［新堂　明子］春学期授業/Spring 79
【X4321】民事法特殊研究Ⅱ［新堂　明子］秋学期授業/Fall 80
【X4322】民事法特殊研究Ⅰ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 81
【X4323】民事法特殊研究Ⅱ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 82
【X4326】民事法特殊研究Ⅲ［大澤　彩］春学期授業/Spring 82
【X4327】民事法特殊研究Ⅳ［大澤　彩］秋学期授業/Fall 83
【X4371】憲法特研演習Ⅴ［建石　真公子］春学期授業/Spring 84
【X4372】憲法特研演習Ⅵ［建石　真公子］秋学期授業/Fall 85
【X4375】行政法特研演習Ⅰ［西田　幸介］春学期授業/Spring 86
【X4376】行政法特研演習Ⅱ［西田　幸介］秋学期授業/Fall 87
【X4377】行政法特研演習Ⅲ［西田　幸介］春学期授業/Spring 88
【X4378】行政法特研演習Ⅳ［西田　幸介］秋学期授業/Fall 89
【X4379】行政法特研演習Ⅴ［西田　幸介］春学期授業/Spring 90
【X4380】行政法特研演習Ⅵ［西田　幸介］秋学期授業/Fall 91
【X4383】国際法特研演習Ⅲ［森田　章夫］春学期授業/Spring 92
【X4384】国際法特研演習Ⅳ［森田　章夫］秋学期授業/Fall 93
【X4397】民法特研演習Ⅲ［大澤　彩］春学期授業/Spring 94
【X4398】民法特研演習Ⅳ［大澤　彩］秋学期授業/Fall 95
【X4399】民法特研演習Ⅲ［川村　洋子］春学期授業/Spring 96
【X4400】民法特研演習Ⅳ［川村　洋子］秋学期授業/Fall 97
【X4401】民法特研演習Ⅴ［川村　洋子］春学期授業/Spring 98
【X4402】民法特研演習Ⅵ［川村　洋子］秋学期授業/Fall 99
【X4403】商法特研演習Ⅰ［潘　阿憲］春学期授業/Spring 100
【X4404】商法特研演習Ⅱ［潘　阿憲］秋学期授業/Fall 100
【X4455】社会法特研演習Ⅴ［沼田　雅之］春学期授業/Spring 101

【X4456】社会法特研演習Ⅵ ［沼田　雅之］秋学期授業/Fall 102

LAW500A1

リーガル・リサーチ

楊　帆

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につける。
日本語を母国語としない留学生向け。

【到達目標】
自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
文献研究・報告（レポート）に通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。
学生の報告やレポートに対して、講義の中でコメントする。
「Tencent Meeting」によるオンライン講義

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第 2 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 3 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 4 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 5 回	演習①「文献検索」	各自の検索結果を持ち寄り、報告・質疑等
第 6 回	共同研究のテーマと文献の検討	共同研究のテーマと文献の検討
第 7 回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第 8 回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第 9 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 10 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 11 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 12 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第 13 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第 14 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
随時紹介する

【参考書】
随時紹介する

【成績評価の方法と基準】
発表（評価 30 %）
レポート試験（評価 20 %）
平常点評価（評価 50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【学生が準備すべき機器他】
ＰＣ (またはスマートフォン等)
「Wechat」アプリ（連絡事項等）
「Tencent Meeting」アプリ（オンライン講義）

【【担当教員の専門分野等】】
行政法・環境法・比較法

【Outline (in English)】
Basic knowledge and skills for doing research and writing papers.
For foreign students only.

LAW500A1

法律学原典研究（独語） Ⅰ

大野　達司

備考（履修条件等）：**学部「外国書講読（独語） Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広める土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

【到達目標】
法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。両国の法文化・政治文化を比較して、歴史的な背景（法の継受など）に配慮しながら、現代的課題での共通性を考えてみるために、まず各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようになる。未修者は自分で辞書を引きながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。対面授業が難しい場合には、zooom を用いて実施する。テクストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は学習支援システム、授業内で受け付け、応答する。なお、法学部法律学科の類似授業との乗り入れで実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	西洋法継受について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
2	教科書 305 頁	家制度について
3	教科書 306 頁	儒教の家観念
4	教科書 307 頁	穂積陳重
5	教科書 308 頁	穂積八束
6	教科書 309 頁	国家と社会
7	教科書 310 頁	穂積、富井、梅
8	教科書 311 頁	ドイツ民法との対比
9	教科書 312 頁	富国強兵
10	教科書 313 頁	比較法と固有法
11	教科書 314 頁	法意識の変革
12	教科書 315 頁	近代化の礎石としての民法制定
13	教科書 316 頁	刑法典
14	教科書 317 頁	日露戦争

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。授業外では、毎週 1 時間程度の予習・復習をする。

【テキスト（教科書）】
Paul Christian Schenk, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Franz Steiner, 1997 の予定だが、参加者と相談の上決定する。昨年度は、Gerhard Robbers, Einfuefrung in das deutsche Recht（ドイツ法入門）をとりあげた。

【参考書】
川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】
平常点と「努力点」70 + 30 %
平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】
実施せず

【学生が準備すべき機器他】
とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】
内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初学者・他学科学生も歓迎。

【Outline (in English)】
Students and teacher read together German Text about legal, political or social topics and translate it into Japanese. The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.
Before each lesson participants should read the relevant text by themselves.
Grades are based on normal points.

LAW500A1

法律学原典研究（独語）Ⅱ

大野　達司

備考（履修条件等）：**学部「外国書講読（独語）Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広める土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治とその近代日本への影響であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。

【到達目標】
法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。ドイツ語を履修していない場合も、概要をある程度把握できるように関連文献を使って予習する。最終的にドイツ語文献を自分で読んでみようという意欲がわくだけの語学力を身につけるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。対面授業が難しい場合には、zooom を用いて実施する。テクストは学習支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は授業内、学習支援システムで受け付け、応答する。なお、法学部法律学科の類似授業との乗り入れで実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	西洋法継受について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
2	317 頁	ドイツ方針受容の帰結
3	318 頁	ドイツ法ブーム
4	319 頁	ドイツ法学と穂積
5	320 頁	概念法学？
6	321 頁	末弘法学
7	322 頁	その後
8	323 頁	ドイツ民法との対比
9	324 頁	結論：はじめに
10	325 頁	憲法史
11	326 頁	官僚制と軍制
12	327 頁	教育システム
13	328 頁	軍事文化
14	329 頁	アメリカ化

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容についてできるだけ日本語の資料などをもとに、自分で調べる。授業以外には 1 時間程度、予習（復習）する。

【テキスト（教科書）】
Paul Christian Schenk, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Franz Steiner, 1997 の予定だが、参加者と相談の上決定する。昨年度は、Gerhard Robbers, Einfuehrung in das deutsche Recht（ドイツ法入門）をとりあげた。

【参考書】
川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】
平常点と「努力点」70 + 30 %
平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】
実施せず

【学生が準備すべき機器他】
とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】
内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初学者でも可。

【Outline (in English)】
This Seminar gives the basis for any courses. Its aim is to enlarge the perspectives of the law students. What we read together here is German articles or parts of books, whose objects are German law or politics and their influence to modern Japanese idea of law. We will read not only the texts themselves, but also another related texts for deeper understanding of the contents of texts.
Students and teacher read together German Text about legal, political or social topics and translate it into Japanese. The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.
Before each lesson participants should read the relevant text by themselves.

LAW500A1

法律学原典研究（仏語）Ⅰ

大津　浩

備考（履修条件等）：**学部「外国書講読（仏語）Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の前半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力を身に着けるとともに、現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

【到達目標】
フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に着けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に着ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
輪番制を採る。受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。
授業は対面式を予定しているが、新型コロナウィルス感染が再拡大し、大学の方針が変更された場合には、Zoom によるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は春学期開始時の第 1 回授業の中で、授業ガイダンスの一環として説明する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定
第 2 回	序章　近代国家からポストモダン国家へ（1）	本書の全体的な見取り図について輪読する（1）
第 3 回	序章　近代国家からポストモダン国家へ（2）	本書の全体的な見取り図について輪読する（2）
第 4 回	第１章　国家機構の再構成 序節　国家のアーキテクチャの危機	国家モデルと国家の保護領域の終焉について輪読する
第 5 回	第１章　国家機構の再構成 第１節　相互依存関係の強まり	枠付けされる国家、競合を受ける国家、包含される国家について輪読する
第 6 回	第１章　国家機構の再構成 第２節　国家作用の再定義（1）	（1）保証人としての国家について輪読する
第 7 回	第１章　国家機構の再構成 第２節　国家作用の再定義（2）	（2）監視者としての国家について輪読する
第 8 回	第１章　国家機構の再構成 第２節　国家作用の再定義（3）	（3）保護者としての国家について輪読する
第 9 回	第１章　国家機構の再構成 第３節　国家の特殊性の緩和（1）	（1）脱神話化された国家にちて輪読する
第 10 回	第１章　国家機構の再構成 第３節　国家の特殊性の緩和（2）	（2）凡庸化された国家について輪読する
第 11 回	第１章　国家機構の再構成 第３節　国家の特殊性の緩和（3）	（3）改革される国家について輪読する
第 12 回	第１章　国家機構の再構成 第４節　国家構造の断片化（1）	（1）多中心型国家について輪読する
第 13 回	第１章　国家機構の再構成 第４節　国家構造の断片化（2）	（2）地域化された国家について輪読する
第 14 回	第１章　国家機構の再構成 第４節　国家構造の断片化（3） 及び春学期のまとめ	（3）分節化された国家について輪読し、春学期に翻訳した全体の内容を振り返る

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に着けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
Jacques Chevallier, L'État post-moderne, L.G.D.J., 2017 (ISBN 978-2-275-05763-7)
※本書は希望する学生には必要部分のコピーを配布する予定である。

【参考書】
授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60 %）と質疑その他の授業への積極的参加度（40 %）

【学生の意見等からの気づき】
初歩のフランス語を学ぶ受講生もいるので、進度を送らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後も、受講生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【学生が準備すべき機器他】
事前に Hoppii を通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法学、比較憲法学、国際人権法学
＜研究テーマ＞地方自治の憲法理論、地域から見た国際人権保障
＜主要研究業績＞単著『分権国家の憲法理論』（有信堂、2015 年）、編著『分権改革下の地方自治法制の国際比較』（有信堂、2019 年）

【Outline (in English)】
Reading of a first half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

法律学原典研究（仏語）Ⅱ

大津　浩

備考（履修条件等）：**学部「外国書講読（仏語）Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の後半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力を身に着けるとともに、現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

【到達目標】
フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に着けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に着ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
輪番制を採る。受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。
授業はｔ愛面識を予定しているが、新型コロナウィルス感染が再拡大し、大学の方針が変更された場合には、Zoom によるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は秋学期開始時の第 1 回授業の中で、授業ガイダンスの一環として説明する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定
第 2 回	第２章　法の変容 序節　法的近代性の危機（１）	（１）近代法の基礎について輪読する
第 3 回	第２章　法の変容 序節　法的近代性の危機（２）	（２）基礎の動揺について輪読する
第 4 回	第２章　法の変容 第１節　法化社会の到来（１）	（１）裁判化について輪読する
第 5 回	第２章　法の変容 第１節　法化社会の到来（２）	（２）主観主義化について輪読する
第 6 回	第２章　法の変容 第２節　法的規制の破裂（１）	（１）多元的な法について輪読する
第 7 回	第２章　法の変容 第２節　法的規制の破裂（２）	（２）秩序ある多元主義について輪読する
第 8 回	第２章　法の変容 第３節　プラグマティックな進め方（１）	（１）契約化について輪読する
第 9 回	第２章　法の変容 第３節　プラグマティックな進め方（２）	（２）交渉型の法について輪読する
第 10 回	第２章　法の変容 第３節　プラグマティックな進め方（３）	（３）ソフトローについて輪読する
第 11 回	第２章　法の変容 第４節　合理化の動き（１）	（１）デバイスの合理化について輪読する
第 12 回	第２章　法の変容 第４節　合理化の動き（２）	（２）プロセスの合理化について輪読する
第 13 回	第３章　政治的関係の再定義	民主主義とコミュニケーションの変容について輪読する
第 14 回	終章	終章を輪読するとともに、本書全体について意見交換を行う

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に着けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
Jacques Chevallier, L'État post-moderne, L.G.D.J., 2017 (ISBN 978-2-275-05763-7)
※本書は希望する学生には必要部分のコピーを配布する予定である。

【参考書】
授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60 %）と質疑その他の授業への積極的参加度（40 %）

【学生の意見等からの気づき】
初歩のフランス語を学ぶ受講生がいる場合は、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後も受講生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【学生が準備すべき機器他】
事前に Hoppii を通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法学、比較憲法学、国際自治体法学
＜研究テーマ＞地方自治の憲法理論、地域から見た国際人権法
＜主要研究業績＞単著『分権国家の憲法理論』（有信堂、2015 年）、編著『分権改革下の地方自治法制の国際比較』（有信堂、2019 年）

【Outline (in English)】
Reading of a second half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

法哲学特殊講義 I

大野　達司

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である法哲学特殊講義Ⅱでは、受講者の関心を法哲学の観点から見直す作業をする。法やをれを巡る現代的問題を、法を意識しながらも、そこから一歩離れて考えてみる。背景事情やあり得る関連事項をも考えてみる。またそのやり方を学ぶ。

【到達目標】
法哲学の総論的問題を扱う。関係するそれぞれの課題、現代的諸問題との関連を考え、論文執筆のさいに考え方の大枠を身に着ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式で、報告と討論を行う。テーマは各自の専門分野に関連するものから選ぶ。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	概要説明	各人の関心分野の自己紹介とテクスト選定、割り当て、法哲学の概要。
第 2 回	正義論へのいざない	正義思想、正義の定義など
第 3 回	正義にかなった社会とは何か	ロールズ正義論
第 4 回	幸福を増大することが正義なのか	功利主義とその批判
第 5 回	何を分配するか	セン、ケイパビリティ
第 6 回	どこまでが個人の責任か	平等論・運
第 7 回	再分配は平等をめざすべきか	平等の理解・優先主義と十分主義
第 8 回	再分配は自由を侵害するか	リベラリズムとリバタリアニズム
第 9 回	貧困と格差	国内の格差問題とグローバル貧困問題
第 10 回	家族と教育	家族内外の問題と家族の価値
第 11 回	医療と健康	健康格差と正義
第 12 回	死刑	死刑存続論と廃止論
第 13 回	戦争	正戦論の是非
第 14 回	人口と環境問題	共有地の悲劇、非同一性問題、気候変動、グローバルな分配的正義

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト（教科書）】
宇佐美誠、児玉聡、井上彰、松本雅和『正義論』法律文化社、2019 年、2800 円＋税

【参考書】
瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕『法哲学』有斐閣、2014 年

【成績評価の方法と基準】
各会の報告討論（30 %）と期末レポート（70 %）

【学生の意見等からの気づき】
なし

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システム

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞法哲学
＜研究テーマ＞法概念論、自治の法思想
＜主要研究業績＞『近代法思想史入門』共著、『公正な法をめぐる問い』共著

【Outline (in English)】
In this lecture we research modern problems around law and jurisprudence from standpoints of students interests, which they have in their own special research projects.
Each participant should make report for lessons. If not reporter, another should read relevant texts before lessons and prepare for discussions.
Grade evaluation is based on normal points and the term-end report.

LAW500A1

法哲学特殊講義 II

大野　達司

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である法哲学特殊講義Ⅱでは、受講者の関心を法哲学の観点から見直す作業をする。法やをれを巡る現代的問題を、法を意識しながらも、そこから一歩離れて考えてみる。背景事情やあり得る関連事項をも考えてみる。またそのやり方を学ぶ。

【到達目標】
法哲学の各論的問題を扱う。参加者は、それぞれに関係する現代的諸問題に関する論争状況を検討し、論文執筆の手がかりをうる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
各自のテーマに沿った文献を選び、報告・討論する。質問は学習支援システムで随時受ける。レポートレジュメ・期末レポートも同システムによる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	序論	テキストの選択と分担決定。それについてのコメント。各自の関心について
第 2 回	自由と幸福の一九世紀システム 1	近代リベラリズムと自己決定の幸福、契約自由の近代性
第 3 回	自由と幸福の一九世紀システム 2	参政権、権利としてのと戦争、一九世紀システムの完成
第 4 回	見張られる私 1	監視の浸透、情報化・グローバル化と国家のコントロール
第 5 回	見張られる私 2	新しい中世
第 6 回	二〇世紀と自己決定する個人 1	一九世紀から遠く離れて、個人と人間の距離
第 7 回	二〇世紀と自己決定する個人 2	個人の変容への対応、Why not be Perfect?
第 8 回	自由と幸福の行方 1	過去への回帰願望、新たなコミュニティ・ムーブメント
第 9 回	自由と幸福の行方 2	アーキテクチュアと「感覚のユートピア」、ホラーハウス、ミラーハウス
第 10 回	三つの将来	本書のまとめ
第 11 回	契約自由	契約自由と権利のための闘争
第 12 回	民主主義	民主主義と大衆社会、手続的正義
第 13 回	厳罰化	厳罰化の要求と裁判員制度
第 14 回	デジタル社会と権利	新しい権利の諸問題

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト（教科書）】
なし。参加者と相談の上決める。上記授業計画は、決まらなかった場合の候補、大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か？』筑摩選書、2014 年、1500 円＋税による。

【参考書】
住吉雅美『あぶない法哲学』
森村進『幸福とは何か』
大野・森元・吉永『近代法思想史入門』

【成績評価の方法と基準】
平常点（30 %）と期末レポート（報告の際まとめ： 70 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
なし

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システム

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞法哲学
＜研究テーマ＞法概念論、法思想の継受
＜主要研究業績＞『近代法思想史入門』共著

【Outline (in English)】
In this lecture we research modern problems around law and jurisprudence from standpoints of students interests, which they have in their own special research projects.In this lecture we research modern problems around law and jurisprudence from standpoints of students interests, which they have in their own special research projects.

Each participant should make report for lessons. If not reporter, another should read relevant texts before lessons and prepare for discussions. Grade evaluation is based on normal points and the term-end report.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅰ

川口　由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するコースワーク科目である。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があり、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】
明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。
史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。
　法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことなのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。
講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。
　しかし、そうはいっても、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。
　この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。
　講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。
　現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。
　このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。
　この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。
　しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。
　講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。
　講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	オリエンテーション 講義の進め方、テキストに関する指示等
第 2 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読①	「時期区分」の講読
第 3 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読②	「維新法期 1・2」の講読
第 4 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読③	「維新法期 3・4」の講読
第 5 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読④	「近代法期 1・2」の講読
第 6 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑤	「近代法期 3」の講読

第 7 回　『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑥　「現代法期 1・2」の講読
第 8 回　『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑦　「現代法期 3」の講読
第 9 回　内田貴『法学の誕生』の講読①　第 1 章 1・2 の講読
第 10 回　内田貴『法学の誕生』の講読②　第 1 章 3〜5 の講読
第 11 回　内田貴『法学の誕生』の講読③　第 2 章の講読
第 12 回　内田貴『法学の誕生』の講読④　第 3 章 1・2 の講読
第 13 回　内田貴『法学の誕生』の講読⑤　第 3 章 3 の講読
第 14 回　授業内容の総括　まとめの討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキスト、参考書を読んでくること。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。
このほかは授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』（筑摩書房）を挙げた）。

【参考書】
同上

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %
授業への出席と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】
学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　日本法制史
＜研究テーマ＞　土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
＜主要研究業績＞　著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline (in English)】
It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.
I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

法制史特殊講義 Ⅱ

川口　由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するためのコースワーク科目であり、この目標の下で、『法制史特殊講義Ⅰ』での学習成果を進展させる。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があり、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】
明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。
史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。
法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことなのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。
講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。
講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。
しかし、そうはいっても、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。
この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。
講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。
現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。
このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。
この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。
しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。
講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	講義の進め方、テキストに関する指示
第 2 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑥	「民衆運動の社会的願望」
第 3 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑦	「民衆的平等主義の思想構造」
第 4 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑧	「平等主義的ラディカリズムの一典型」
第 5 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑨	「〈日本社会党の発生〉とジャーナリズム」
第 6 回	内田貴『法学の誕生』講読⑩	「焼カルヽモノハ不徳ナル者」
第 7 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読①	「〈保護―忠誠〉関係と近世社会」

第 8 回　笠原英彦『明治留守政府』「私有権の確立と増税と」の講読②
第 9 回　笠原英彦『明治留守政府』「開化と蒙昧」の講読③
第 10 回　笠原英彦『明治留守政府』「〈自由〉と〈制限〉をめぐって」の講読④
第 11 回　笠原英彦『明治留守政府』「民衆運動史研究の方法的視角」の講読⑤
第 12 回　笠原英彦『明治留守政府』「非文字文化への旅」の講読⑥
第 13 回　笠原英彦『明治留守政府』「文字文化への離陸」「近代の教育と学校」の講読⑦
第 14 回　笠原英彦『明治留守政府』「教育の貧困の現在」の講読⑧

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキスト、参考書を読んでくること。固有名詞等を読み方を含めて事典等で調べてくること。
本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴笠『法学の誕生』（筑摩書房）、笠原英彦『明治留守政府』（慶應義塾大学出版会）を挙げた）。

【参考書】
川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。
このほかは授業の際に指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %（授業での発言内容等と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する）。

【学生の意見等からの気づき】
学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　日本法制史
＜研究テーマ＞　土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
＜主要研究業績＞　著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline (in English)】
It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.
I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅲ

高　友希子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解・分析する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】
１　文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
２　自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる感性や認識、慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。
なお、この授業はオンライン（zoom 等）で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の概要説明
第 2 回	初期ブリテンの法と慣習	共同体的権威から人格的権威へ
第 3 回	コモン・ローの起源	中央と地方における裁判
第 4 回	コモン・ロー上位裁判所	王座裁判所、民訴裁判所、財務府裁判所
第 5 回	コモン・ロー訴訟手続	訴訟方式と令状体系
第 6 回	訴答術と陪審	裁判における法律家と素人の役割
第 7 回	大法官府裁判所とエクイティ	良心に基づく救済
第 8 回	評議会系列の裁判所	星室裁判所、請願裁判所、地方評議会ほか
第 9 回	教会裁判所とカノン法	教会法とコモン・ロー
第 10 回	司法審査制度（１）	誤審令状、上訴制度
第 11 回	司法審査制度（２）	大権令状
第 12 回	法律専門職	コモン・ロー法曹とローマ法の法律家
第 13 回	法文献	法律文例集、判例報告集、法学論文
第 14 回	法創造	コモン・ロー、エクイティ、立法、法改革運動

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外についても、文献や判例を読み理解してきてください。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】
J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第Ⅰ部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。
J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第Ⅱ部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。
小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。
その他については、適宜、指示します。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞西洋法制史
＜研究テーマ＞英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。
＜主要研究業績＞

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70 巻 1 号（2019 年）
・「Christopher St. German のエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）
・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史：民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）
・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察： Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）
・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）

【Outline (in English)】
This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.
Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.
Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.
Students will be graded on:
Participation (100%)

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅳ

高　友希子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】
1　文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
2　自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる感性や認識、慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。
なお、この授業はオンライン（zoom 等）で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	土地法（1）	封建的土地保有とユース
第 2 回	土地法（2）	相続産と期間不動産権
第 3 回	土地法（3）	家族継承財産設定、その他の不動産権
第 4 回	契約法（1）	合意遵守訴訟と債務返還訴訟
第 5 回	契約法（2）	引受訴訟と詐欺主張訴訟
第 6 回	準契約	勘定訴訟、特殊主張訴訟
第 7 回	動産所有権	動産所有権の移転、動産私財への権益、動産返還訴訟
第 8 回	注意義務違反	侵害行為と注意義務違反、注意義務違反に対する特殊主張訴訟
第 9 回	不法妨害	不法妨害に対する救済手段、不法公共妨害
第 10 回	名誉毀損	言葉に対する特殊主張訴訟、名誉毀損の範囲、文書誹毀
第 11 回	経済的不法行為	独占、不公正な競争、威嚇と共謀
第 12 回	人の法（1）	身分と自由、植民地奴隷制とイギリスの裁判所
第 13 回	人の法（2）	婚姻とその諸帰結
第 14 回	国王の訴訟	刑事訴訟手続、刑事実体法

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外の受講者は文献や判例を読み理解してきてください。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】
J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第Ⅰ部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。
J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第Ⅱ部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。
小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。
その他については、適宜、指示します。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞西洋法制史
＜研究テーマ＞英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。
＜主要研究業績＞

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70 巻 1 号（2019 年）
・「Christopher St. German のエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）
・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史：民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）
・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察： Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）
・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）

【Outline (in English)】
This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.
Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.
Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.
Students will be graded on:
Participation (100%)

LAW500A1

英米法特殊講義Ⅰ

小山田　朋子

備考（履修条件等）：**博士後期「基礎法特殊研究Ⅰ」と合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて，受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付くようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
今年度は、オンラインでの開講となります。日程やＺＯＯＭのＵＲＬ等は、4 月 5 日（月）までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。
英米法に関する基礎的な文献を取り上げ，受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て，報告を行ってもらった後，全員で討論を行うという形式で進めます。
なお，受講生の研究テーマとの関連により，以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。
授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	英米法の調べ方	英米法の法律・判例・論文の調べ方
第 3 回	連邦制	連邦制とは何か？ アメリカ法にどのような影響があるか？
第 4 回	判例法主義	判例法主義の意義
第 5 回	違憲立法審査制	違憲立法審査制につきわが国との比較
第 6 回	陪審制（選任）	陪審の選任手続き
第 7 回	陪審制（評議）	陪審による評議のあり方
第 8 回	アメリカ契約法（契約の成立と効果）	契約の成立と効果についての判例とリステイトメント
第 9 回	アメリカ契約法（約因法理と契約を破る自由）	約因法理と契約を破る自由についての判例、リステイトメント
第 10 回	アメリカ信託法（信託の成立と効果）	信託の成立と効果についての判例、リステイトメント
第 11 回	アメリカ信託法（受託者の責任；注意義務と忠実義務）	受託者の責任；注意義務と忠実義務についての判例、リステイメント
第 12 回	アメリカ憲法史（建国と憲法制定）	建国と憲法制定の歴史的経緯
第 13 回	アメリカ憲法史（違憲立法審査制の確立）	違憲立法審査制を確立した判例
第 14 回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。
英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣)
その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
課題の提出及び授業内でのデスカッションを評価対象とします（１００%）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞英米法、医事法
＜研究テーマ＞現代アメリカ法、医事法
＜主要研究業績＞
『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセントー一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1，2 号

【Outline (in English)】
In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.
At the end of the course, students are expected to acquire basic knowledge of American law and to understand how to search legal materials and to prepare for their master thesis.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend two hours to prepare and understand the course content.
Final grade will be calculated according to preparation and in-class presentation and　contribution (100 %).

LAW500A1

英米法特殊講義Ⅱ

小山田　朋子

備考（履修条件等）：**博士後期「基礎法特殊研究Ⅱ」と合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて，英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付くようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
今年度は、オンラインでの開講となります。日程やＺＯＯＭのＵＲＬ等は、9 月 15 日までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。
英米法に関する基礎的な文献を取り上げ，受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て，報告を行ってもらった後，全員で討論を行うという形式で進めます。
なお，受講生の研究テーマとの関連により，以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。
授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	アメリカ憲法史（奴隷制と南北戦争）	奴隷制と南北戦争の関係
第 3 回	アメリカ憲法史（ロックナ時代とニューディール政策）	ロックナ判決とその後の判例の展開
第 4 回	表現の自由	表現の自由の判例
第 5 回	信教の自由	信教の自由の判例
第 6 回	実体的デユープロセス（ロックナ判決と第１４修正）	第 14 修正の憲法史における意義
第 7 回	実体的デユープロセス（中絶の権利と同性婚）	中絶の権利と同性婚の判例
第 8 回	人種等と平等の問題（奴隷制と南北戦争後の憲法修正）	奴隷制と南北戦争後の憲法修正とその後の判例
第 9 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの初期の判例）	アファーマティブ・アクションの初期の判例
第 10 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの現状）	アファーマティブ・アクションの現状と近年の判例
第 11 回	人種等と平等の問題（性差と平等）	性差と平等をめぐる判例
第 12 回	懲罰的損害賠償	懲罰的損害賠償の概要と判例
第 13 回	製造物責任	製造物責任の歴史的変遷と判例
第 14 回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。
英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣)
その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
課題の提出及び授業内でのデスカッションを評価対象とします（１００%）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞英米法、医事法
＜研究テーマ＞現代アメリカ法、医事法
＜主要研究業績＞
『医学と利益相反』（弘文堂 2007）
「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセントー一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1，2 号

【Outline (in English)】
In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.
At the end of the course, students are expected to acquire basic knowledge of American law and to understand how to search legal materials and to prepare for their master thesis.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend two hours to prepare and understand the course content.
Final grade will be calculated according to preparation and in-class presentation and　contribution (100 %).

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅰ

建石　真公子

備考（履修条件等）：**博士後期「公法特殊研究Ⅲ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である憲法特殊講義では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。
講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

【到達目標】
現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別などーに関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
当面は、Zoom を利用したオンライン授業を行います。状況に応じて、適宜，対面授業を取り入れます。
予め提示した資料 (文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し，内容及び課題について報告する。
提示された課題について、参加者でディスカッションする。
なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究会参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する（Covid-19 の状況が改善した場合)。また 2021 年度は、学部ゼミと合同で、安保法違憲訴訟について担当弁護士の講義に参加することもできます。
報告に関する評価や課題については、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第 2 回	個人の尊厳と違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第 3 回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第 4 回	違憲審査制の制度について，ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第 5 回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第 6 回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第 7 回	違憲審査制について、アメリカの制度に付いて学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第 8 回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第 9 回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第 10 回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに，議論を深める
第 11 回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察

第 12 回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
第 13 回	違憲審査制と国民主権の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第 14 回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
準備は、課題となっている論文や書籍について目を通し、内容を理解した上で、不明な点や課題について明らかにする。報告を担当する場合には、内容を簡潔にまとめ、論点を提示する。
復習は、まず授業での論点を再確認する。そのうえで疑問点がある場合は、関連する論文や資料等にアクセスし考察を深める。

【テキスト（教科書）】
適宜紹介する。

【参考書】
適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
議論への参加： 50 %。
授業での報告： 50 %。

【学生の意見等からの気づき】
前年度はオンラインでの授業の希望が多かったですが、今年度は状況によって対面も採り入れていきます。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン授業の場合は、必要な機器。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法学、国際人権法学
＜研究テーマ＞
人権の裁判的保障
生命倫理と人権
＜主要研究業績＞建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. · Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。 フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the garantie of the Constitution and the protection of Human rights.Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.
We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.
< Objectives of the class >
The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.
< Learning activities outside of classroom >
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour for each class meeting.
< Grading Criteria/Policy >
Grading will be decided based on lab reports (50%), and the quality of the students' contribution in the class (50%).

LAW500A1

憲法特殊講義 II

建石　真公子

備考（履修条件等）：**博士後期「公法特殊研究Ⅳ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である憲法特殊講義 II では、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。
授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

【到達目標】
人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
秋学期も、Zoom を利用したオンライン授業を行う予定だが、状況に応じて対面授業も取り入れる。
文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。
担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知り、そのうえで、自分の考えをまとめる。
報告に関する評価や課題については、口頭で、あるいは事後に文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでもメールで連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション 個人の尊厳と生命倫理に関わる法的問題について、日本の現状と課題を確認する。	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第 2 回	個人の尊厳と生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	配付論文に関して検討する。
第 3 回	憲法 13 条と個人の尊重	配付論文について検討する。
第 4 回	憲法 13 条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討ー肖像権ー
第 5 回	憲法 13 条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討− ハンセン病訴訟−
第 6 回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権か− 日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第 7 回	性的指向は人格権か− 日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第 8 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	プライヴァシーの権利− 生殖補助医療へのアクセス
第 9 回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第 10 回	他者の権利と人格権（2）	代理懐胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第 11 回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第 12 回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第 13 回	人格権としての中絶	ドイツ・イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第 14 回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。準備は、課題となっている論文や書籍について目を通し、内容を理解した上で、不明な点や課題について明らかにする。報告を担当する場合には、内容を簡潔にまとめ、論点を提示する。
復習は、まず授業での論点を再確認する。そのうえで疑問点がある場合は、関連する論文や資料等にアクセスし考察を深める。

【テキスト（教科書）】
適宜配布、紹介

【参考書】
適宜配布、紹介

【成績評価の方法と基準】
議論への参加： 50 %
報告： 50 %

【学生の意見等からの気づき】
ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法学、国際人権法学
＜研究テーマ＞
人権の裁判的保障
国際人権保障
生命倫理に関わる人権保障
＜主要研究業績＞
・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(11)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2021 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度　日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19.・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条 約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。
・建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
In the Constitutional Special Lecture II, we examine the judicial guarantee of human rights, for example the right to autonomy, self-determination and mental and phisical integrity
< Learning Objectives >
The purpose of the lecture is to consider and clariphy the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established in Japan.
< Learning activities outside of classroom >
Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
< Grading Criteria /Policy >
Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class (50%) and presentation(50%).

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅲ

金子　匡良

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】
①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回 1 名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、コロナウイルスの感染状況によっては、ZOOM を用いたオンライン授業に変更する場合がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第 2 回	外国人の権利主体性について①－判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第 3 回	外国人の権利主体性について②－学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第 4 回	人権の私人間効力について①－判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第 5 回	人権の私人間効力について②－学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第 6 回	プライバシー権について①－判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第 7 回	プライバシー権について②－学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第 8 回	法の下の平等について①－判例	法の下の平等に関する判例を読む。
第 9 回	法の下の平等について②－学説	法の下の平等に関する学説を読む。
第 10 回	思想・良心の自由について①－判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第 11 回	思想・良心の自由について②－学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第 12 回	表現の自由について①－判例	表現の自由に関する判例を読む。
第 13 回	表現の自由について②－学説	表現の自由に関する学説を読む。
第 14 回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告者は報告の準備を行うともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】
宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第３版〕』（有斐閣、2018 年）
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿 (編)『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019 年）
山本龍彦・横大道聡 (編)『憲法学の現在地－判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020 年）

【成績評価の方法と基準】
報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点 100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげるようにしていきたい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法、人権法、人権政策
＜研究テーマ＞
人権救済制度、国内人権機関
＜主要研究業績＞
「優生思想と憲法」障害法 4 号（2020 年）
「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019 年）
「カナダ人権法の改革」神奈川法学 51 巻 3 号（2019 年）

【Outline (in English)】
This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents. Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅳ

金子　匡良

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いて、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】
①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回１名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、コロナウイルスの感染状況によっては、ZOOM を用いたオンライン授業に変更する場合がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第 2 回	信教の自由について①－判例	信教の自由に関する判例を読む。
第 3 回	信教の自由について②－学説	信教の自由に関する学説を読む。
第 4 回	政教分離について①－判例	政教分離に関する判例を読む。
第 5 回	政教分離について②－学説	政教分離に関する学説を読む。
第 6 回	生存権について①－判例	生存権に関する判例を読む。
第 7 回	生存権について②－学説	生存権に関する学説を読む。
第 8 回	財産権について①－判例	財産権に関する判例を読む。
第 9 回	財産権について②－学説	財産権に関する学説を読む。
第 10 回	裁判を受ける権利について①－判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第 11 回	裁判を受ける権利について②－学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第 12 回	法の適正手続の保障について①－判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第 13 回	法の適正手続の保障について②－学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第 14 回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告者は報告の準備を行うともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】
宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第３版〕』（有斐閣、2018 年）
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿 (編)『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019 年）
山本龍彦・横大道聡 (編)『憲法学の現在地－判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020 年）

【成績評価の方法と基準】
報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点 100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげたい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法、人権法、人権政策
＜研究テーマ＞
人権救済制度、国内人権機関

＜主要研究業績＞
「優生思想と憲法」障害法 4 号（2020 年）
「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019 年）
「カナダ人権法の改革」神奈川法学 51 巻 3 号（2019 年）

【Outline (in English)】
Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents. Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅰ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**博士後期「公法特殊研究Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。
この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】
①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
②行政法に関する文献（教科書）を読み込む力を身につける。
③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。
少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。
新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	行政法とは何か
		行政の概念
第 2 回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念
		法律の留保
第 3 回	行政裁量	行政処分における裁量
		純粋法学の視点
		判断過程の統制
第 4 回	適正手続	行政処分の事前手続
		参加と協働
第 5 回	行政処分	概念・種別
		公定力・無効
第 6 回	行政指導	概念・種別
		理念と現実
第 7 回	行政救済総論	行政訴訟の類型
		取消訴訟の基本構造
第 8 回	取消訴訟（1）	処分性の定式・概念要素
		処分性拡大論
第 9 回	取消訴訟（2）	原告適格
		訴えの利益
第 10 回	国家補償（1）	国家賠償法 1 条の基本構造
		職務義務違反説
第 11 回	国家補償（2）	営造物責任
		被用者負担
		民法との関係
第 12 回	国家補償（3）	損失補償
		結果責任
第 13 回	客観訴訟（1）	権利保護と行政統制
		機関訴訟
第 14 回	客観訴訟（2）	住民訴訟

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法 Ⅲ 行政組織法［第 5 版］』（2021 年、有斐閣）

【参考書】
宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）
いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法
＜主要研究業績＞
①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、
③『コンメンタール行政法Ⅱ　行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline (in English)】
In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself will be reviewed. The purpose to do so is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is “ADMINISTRATIVE LAW 3” written by Hiroshi SHIONO.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅱ

濱西　隆男

備考（履修条件等）：**博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。
なお、本科目は、公法特殊研究Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】
①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
一般的な演習形式による。
フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	打合せ
第 2 回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第 3 回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第 4 回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第 5 回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読な読解
第 6 回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第 7 回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査
第 8 回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第 9 回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第 10 回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第 11 回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読 (その１) - 論文の構造・展開の把握
第 12 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読 (その２) - 論文の細部の精査 (前半)
第 13 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献読解 (その３) - 論文の細部の精査 (後半)
第 14 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。
受講者は、予習・復習を含め、一回当たり４時間の学習を行うものとする。

【テキスト（教科書）】
高橋滋『行政法〔第２版〕』（弘文堂、２０１８年）

【参考書】
宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
平常点（１００％）

【学生の意見等からの気づき】
論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞行政法、地方自治法
＜研究テーマ＞
①行為形式論、②行政手続法、③行政不服審査法、④行政代執行法、⑤公務員法
＜主要研究業績＞
（単著）
1.「行政処分の職権取消しについて－比較衡量に際しての重要な指標に基づく判断枠丸組みの構築に向けて」尚美学園大学総合政策研究紀要 32 号（2018 年 9 月）
2.「行政法の実効性確保法制の整備に向けて」行政法研究 35 号（信山社、2020 年 8 月）
（共著）
1.『条解行政情報関連三法』（弘文堂、2011 年）
2.『条解行政不服審査法 (第２版)』（弘文堂、2020 年）

【Outline (in English)】
This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court. At the end of the seminar, students are expected to acquire the analytical ability of themes and cases in the field of administrative law. Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the seminar content. Grading will be decided based on the quality of the students' performance in the class meetings.

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅲ

交告　尚史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
ドイツ公法における比例原則の意義と機能を学ぶ。

【到達目標】
○ドイツ警察法において比例原則が発達した歴的的背景を説明できる。
○ドイツ法における比例原則の議論を日本がどのように受け容れたかを理解する。
○ EU 法の発展におけるドイツ法の立ち位置を見定める。
○行政法だけでなく憲法にも目を向けて総合的に考えることができる。
○ドイツ語の法律文献・判例を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
以下の著作を適宜分担して読み進め、最後にまとめの報告をしてもらう。下の「授業計画」において、文献①というように引用する。なお、課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。もちろん、講義の中にも、本来のテーマの議論を阻害しない程度で反映させる。
①須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010 年）
②須藤陽子「日本法における『比例原則』」公法研究 81 号（2019 年）83 頁以下
③柴田憲司「憲法上の比例原則について（１）（２・完）」法学新報 116 巻 9・10 号（2010 年）183 頁以下、同 11・12 号（2010 年）185 頁以下
④松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路』（弘文堂、2019 年）
⑤ Nicholas Emiliou, The Principle of Proportionality in European Law —A Comparative
Study, Kluwer 1996.
⑥ Benedikt Pirker, Proportionality Analysis and Models of Judicial Review, Europa Law Publishing 2013.
⑦ Edited by Sofia Ranchordás and Boudewijn de Waard, The Judge and the Proportionate Use of Discretion —A comparative study, Routledge 2016.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	比例原則の意義１	文献⑤の第２章 (The Principle of Proportionality in German Public Law) を２回に分けて読み、ドイツ公法における比例原則概念の発展史を学ぶ。
第 2 回	比例原則の意義２	第１回と同じ素材の残り半分を読む。これにより、ドイツ公法における比例原則の発展史をひととおり語れるようにする。
第 3 回	比例原則の意義３	文献①の第１章と第２章を読み、行政法学者である須藤が比例原則の意義をどのように理解したかを探究する。
第 4 回	比例原則と裁判所の審査１	文献⑦の第２章 (The principle of proportionality in German administrative law) を２回に分けて読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義を考察する。
第 5 回	比例原則と裁判所の審査２	第４回と同じ素材の残り半分を読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義をひととおり説明できるようにする。
第 6 回	比例原則と裁判所の審査３	文献①の第３章と第８章から第 10 章までを読み、須藤がドイツ法研究の成果を日本法の基礎としてどのように取り入れようとしたかを探る。
第 7 回	ドイツ憲法と比例原則１	文献⑥の第３章 (German Constitutional Law) を２回に分けて読み、ドイツ憲法と比例原則について語る基礎的な知識を身に付ける。
第 8 回	ドイツ憲法と比例原則１	第７回の素材の残り半分を読み、ドイツ憲法と比例原則についてひととおりのことが語れるようにする。

第 9 回	柴田憲司の研究１	文献③の（１）を読み、憲法学者である柴田が 2010 年の段階で何を明らかにしようとしたかを探る。
第 10 回	柴田憲司の研究２	文献③の（２・完）を読み、第７回と第８回に身に付けたドイツ憲法学における比例原則論と柴田の研究を擦り合わせる。
第 11 回	松本和彦の研究	文献④を読み、やはり憲法学者である松本の視点が柴田のそれとどのように異なるかを考える。
第 12 回	アレクシー学派の比例原則論	柴田の論文にも松本の論文にも取り上げられているアレクシー学派の比例原則論がどのようなものであるかを省察する。
第 13 回	憲法学と行政法学とドイツ法	文献②を読み、日本の憲法学と行政法学とドイツ法とが全体としてどのように結び付いているかを明らかにする。
第 14 回	まとめ	前回までの学習の内容をまとめて報告してもらう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。各回のテーマが関連しているので、それまでの回に学んだ事柄をよく復習し、その知識を当該回の授業に活かせるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】
授業の進め方と方法のところに列記した文献

【参考書】
授業の進め方と方法のところに列記した文献の註に引用されている主要文献。授業中に適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】
ドイツ語を読めるようにしておくこと。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞行政法
＜研究テーマ＞行政裁量論、北欧行政法の研究
＜主要研究業績＞交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000 年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020 年）。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to understand the meaning and function of the proportionality principle in German public law.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅳ

交告　尚史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
比例原則の起源を学ぶ。

【到達目標】
○比例原則の起源を説明することができる。
○ドイツ法、オーストリア法および EU 法等を取り上げて、比例原則の考え方の異同を説明できる。
○ドイツ語の著作を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
基本的には、教科書の全体を期間内に概観できるように、適宜選択しながら読み進める。時折参考文献および判例の調査を求める。課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。また、講義の内容にも、当該回のテーマの進行を阻害しない程度で、課題に関する説明を織り込んでいく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	比例原則と哲学	Ⅱ C　アリストテレスの倫理学等に顕れた比例原則的な考え方を学ぶ。
第 2 回	他の法分野の比例原則	Ⅱ D　刑法の比例原則とその背景にある時代思潮等を学ぶ。
第 3 回	比較法１	Ⅱ E 1、2　ドイツ法およびオーストリア法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 4 回	比較法２	Ⅱ E 3、4　フランス法およびイギリス法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 5 回	比例原則の根拠	Ⅱ F　比例原則に関する様々な根拠付けについて学ぶ。
第 6 回	EU 法における比例原則の根拠	Ⅱ G　EU 法において比例原則がどのように根拠付けられるのかを学ぶ。
第 7 回	憲法裁判と比例原則	Ⅲ A、B　ドイツおよびオーストリアの憲法裁判において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。
第 8 回	EU 裁判所における比例性の審査１	Ⅳ A、B 1、B2、B3　EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。この回は序論。
第 9 回	EU 裁判所における比例性の審査２	Ⅳ B4　EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の構造論。
第 10 回	EU 裁判所における比例性の審査３	Ⅳ B5、B6　EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の本質論。
第 11 回	比例原則の構成要素	Ⅳ D　比例原則の３要素（適性、必要性、狭義の比例性）について学ぶ。
第 12 回	裁判所による統制１	Ⅴ A、B　裁判所による比例性審査の難しさについて学ぶ。
第 13 回	裁判所による統制２	Ⅴ D　EU 裁判所における比例性審査の密度について学ぶ。
第 14 回	裁判所による統制３	Ⅴ E　前回に引き続いて EU 裁判所による比例性の審査に目を向け、審査密度の決め手となる要素について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。各回の内容が全体として連関しているので、前回の授業内容を十分に咀嚼し、当該回の授業に活用できるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】
Bernhard Oreschnik, Verhältnismssigkeit und Kontrolldichte, Springer 2019.

【参考書】
大江裕幸「権利救済手続きの裁判化と一元化の動向―オーストリア行政裁判制度の改革を素材として」行政法研究 27 号（2018 年 10 月）101 頁以下。そのほか、教科書の脚註に挙がっている著書、論文を中心に、重要な文献について調査研究を求める。適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】
ドイツ語の読解力を高めておくこと。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞行政法
＜研究テーマ＞行政裁量論、北欧行政法の研究
＜主要研究業績＞交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000 年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020 年）。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to search for the root of the proportionality principle.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅰ

大澤　彩

備考（履修条件等）：**博士後期「民事法特殊研究Ⅲ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目はコースワーク科目である。
①日本の債権法の重要論点をピックアップし、学説・判例を分析する。
②フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
③比較法研究の方法を身につけることを目的とする。

【到達目標】
本講義では、日本の債権法の重要論点をピックアップして学説・判例を分析するとともに、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。
これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。
毎回の講義では、日本法の分析だけではなく、フランス語の翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	報告・翻訳担当箇所の決定など
第 2 回	契約総論	翻訳の報告・議論
第 3 回	契約の成立①	翻訳の報告・議論
第 4 回	契約の成立②	翻訳の報告・議論報
第 5 回	契約の成立③	翻訳の報告・議論
第 6 回	契約の内容①	翻訳の報告・議論
第 7 回	契約の内容②	翻訳の報告・議論
第 8 回	契約の内容③	翻訳の報告・議論
第 9 回	契約の内容④	翻訳の報告・議論
第 10 回	契約の効果	翻訳の報告・議論
第 11 回	売買①	翻訳の報告・議論
第 12 回	売買②	翻訳の報告・議論
第 13 回	売買③	翻訳の報告・議論
第 14 回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
開講時に指示する。

【参考書】
フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。
【債務法】
L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2020
B.Fages, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2021
A.Benabent, Droit des obligations, 19eed, LGDJ, 2021
P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 16eed, LexisNexis, 2021
M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 6eed, P.U.F., 2021
F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2eed, Dalloz, 2018
【契約各論（一部総論も含む）】
L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11eed, LGDJ, 2020
J.Raynaud et J.-B Seube, Droit des contrats spéciaux, 10eed, LexisNexis, 2019
François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11eed, Dalloz, 2019
D.Houtcieff, Droit des contrats, 6eed, Bruylant, 2021
Alain Benabent, Droit des contrats speciaux civils et commerciaux, 14eed, Precis Domat, L.G.D.J., 2021

【成績評価の方法と基準】
平常点（出席、報告、議論への参加）100%

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメの〆切を厳守した否かを考慮に入れる。
担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし。

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
拙稿「消費法」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）231 頁以下
拙稿「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」NBL1199 号（2021 年）32 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅱ

大澤　彩

備考（履修条件等）：**博士後期「民事法特殊研究Ⅳ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目はコースワーク科目である。
①日本の債権法の重要論点をピックアップし、学説・判例を分析する。
②フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
③比較法研究の方法を身につけることを目的とする。

【到達目標】
本講義では、日本の債権法の重要論点をピックアップして学説・判例を分析するとともに、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。
これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。
毎回の講義では、日本法の分析だけではなく、フランス語の翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	報告・翻訳担当箇所の決定など
第 2 回	債務不履行①	翻訳の報告・議論
第 3 回	債務不履行②	翻訳の報告・議論
第 4 回	債務不履行③	翻訳の報告・議論報
第 5 回	賃貸借①	翻訳の報告・議論
第 6 回	賃貸借②	翻訳の報告・議論
第 7 回	賃貸借③	翻訳の報告・議論
第 8 回	請負①	翻訳の報告・議論
第 9 回	請負②	翻訳の報告・議論
第 10 回	請負③	翻訳の報告・議論
第 11 回	委任①	翻訳の報告・議論
第 12 回	委任②	翻訳の報告・議論
第 13 回	委任③	翻訳の報告・議論
第 14 回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
開講時に指示する。

【参考書】
フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。
【債務法】
L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2020
B.Fages, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2021
A.Benabent, Droit des obligations, 19eed, LGDJ, 2021
P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 16eed, LexisNexis, 2021
M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 6eed, P.U.F., 2021
F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2eed, Dalloz, 2018
【契約各論（一部総論も含む）】
L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11eed, LGDJ, 2020
J.Raynaud et J.-B Seube, Droit des contrats spéciaux, 10eed, LexisNexis, 2019
François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11eed, Dalloz, 2019
D.Houtcieff, Droit des contrats, 6eed, Bruylant, 2021
Alain Benabent, Droit des contrats speciaux civils et commerciaux, 14eed, Precis Domat, L.G.D.J., 2021

【成績評価の方法と基準】
平常点（出席、報告、議論への参加）100 %

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメの〆切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし。

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
拙稿「消費法」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）231 頁以下
拙稿「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」NBL1199 号（2021 年）32 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅲ

新堂　明子

備考（履修条件等）：**博士「民事法特殊研究Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（１０）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（１１）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
民法

【Outline (in English)】
【Course outline】
reading texts about the Japanese civil law, seminar
【Learning Objectives】
understanding texts about the Japanese civil law
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

民法特殊講義Ⅳ

新堂　明子

備考（履修条件等）：**博士「民事法特殊研究Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（１０）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（１１）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
民法

【Outline (in English)】
【Course outline】
reading texts about the Japanese civil law, seminar
【Learning Objectives】
understanding texts about the Japanese civil law
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

民法特殊講義Ⅴ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**博士「民事法特殊研究Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするコースワーク科目である。
2022 年度は、債権法（債権法改正の基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。
※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究―主にアメリカ法と日本法を素材に―」。

【到達目標】
①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2022 年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第 2 回	Part. Ⅰ アメリカの医療過誤法の基礎的学習: 専門医の医療水準の立証①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, I の講読と議論
第 3 回	専門医の医療水準の立証②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, II の講読と議論
第 4 回	専門医の医療水準の立証③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, III の講読と議論
第 5 回	専門医の医療水準の立証④	日本法との比較――過失の基礎理論
第 6 回	専門医の医療水準の立証⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, I の講読と議論
第 7 回	専門医の医療水準の立証⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, A の講読と議論
第 8 回	専門医の医療水準の立証⑦	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第 9 回	専門医の医療水準の立証⑧	日本法との比較①――判例
第 10 回	専門医の医療水準の立証⑨	日本法との比較②――学説
第 11 回	故意不法行為を構成する医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, I の講読と議論
第 12 回	故意不法行為を構成する医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, II の講読と議論
第 13 回	故意不法行為を構成する医療過誤③	日本法との比較――判例・学説
第 14 回	故意不法行為を構成する医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, III の講読と議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
指定された文献を事前に読み、必要に応じて関連文献を参照する。
授業内で指示された課題に取り組む。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】
授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。
報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】
平常点による。
内訳：報告（60 %）並びに討論への参加（40 %）

【学生の意見等からの気づき】
海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【その他の重要事項】
民法演習Ⅱと内容が連携するので、Ⅰ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団 (財団) 法人法逐条解説（上)』(2020 年)
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.
We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.
This course belongs in the Course Work Category.
The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.
[Learning Objectives]
Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

民法特殊講義Ⅵ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**博士「民事法特殊研究Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。
2021 年度は、契約責任に関わる債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げる予定。
※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究―主にアメリカ法と日本法を素材に―」。

【到達目標】
①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。
詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。
状況により、リアルタイムオンライン方式（zoom）を利用する。
※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2022 年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第 2 回	必要情報を踏まえての自己決定――インフォームド・コンセント①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, I の講読と議論
第 3 回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, II の講読と議論
第 4 回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, III の講読と議論
第 5 回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較――わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第 6 回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IV の講読と議論
第 7 回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, V の講読と議論
第 8 回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較――説明義務に関する判例
第 9 回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第 10 回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, I の講読と議論
第 11 回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, II の講読と議論
第 12 回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, III の講読と議論
第 13 回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較――判例と学説
第 14 回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
指示された文献を購読し、必要に応じて関連文献を参照する。
授業で指示された課題に取り組む。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】
授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】
平常点による。
内訳：報告（60 %）並びに討論への参加（40 %）

【学生の意見等からの気づき】
海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団 (財団) 法人法逐条解説（上)』(2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1)」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３)」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.
We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.
This course belongs in the Course Work Category.
The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.
[Learning Objectives]
Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.
[Learning activities outside of classroom]
Students are expected to read assigned materials and are required to prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

商法特殊講義Ⅰ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか)】
本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて，比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】
本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その１	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その２	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その３	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その４	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その５	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その１	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その２	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その４	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等)】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書)】
初回授業時に指示する

【参考書】
初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline (in English)】
Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

商法特殊講義Ⅱ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて，比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】
本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして，当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	外国法の検討その 1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 2 回	外国法の検討その 2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 3 回	外国法の検討その 3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 4 回	外国法の検討その 4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 5 回	外国法の検討その 5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 6 回	外国法の検討その 6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 7 回	外国法の検討その 7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 8 回	外国法の検討その 8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 9 回	外国法の検討その 9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 10 回	外国法の検討その 10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 11 回	外国法の検討その 11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 12 回	外国法の検討その 12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 13 回	外国法の検討その 13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 14 回	外国法の検討その 14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回授業時に指示する

【参考書】
初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline (in English)】
Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

倒産法特殊講義Ⅰ

倉部　真由美

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。
コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。
《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。
②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。
②破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を採り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

【到達目標】
破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を採り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第 2 回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	破産財団をめぐる契約関係（1）双方未履行双務契約の基本	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	破産財団をめぐる契約関係（2）各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 8 回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	否認権 (1) 否認の対象の類型	否認権の対象の類型について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	否認権 (2) 否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	配当／手続の終結	配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	消費者の破産	消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
倉部真由美ほか『倒産法』（有斐閣、2018 年）

【参考書】
松下淳一＝菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2021 年）

【成績評価の方法と基準】
報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞倒産法
＜研究テーマ＞再建型倒産手続における担保権の処遇
＜主要研究業績＞
「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

【Outline (in English)】
This course focuses on Bankruptcy Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to their interests to the theme and/or problems.
Students are expected to understand concepts and procedure under Bankruptcy Act, be ready to study Civil Rehabilitation Act and Corporate Reorganization Act through understanding fundamental structure of Bankruptcy Act and be able to analyze specific themes and/or problems.
Before/after each class meeting students will be expected to spend 2hours to understand the course content.
Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1

倒産法特殊講義 Ⅱ

倉部　真由美

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。
　コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。
《目的》①民事再生法を全般的に理解する。
②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を採り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。
③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

【到達目標】
民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を採り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／民事再生法立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第 2 回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	再生債権の届出・調査・確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	再生債権以外の各種債権の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 8 回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
倉部真由美ほか『倒産法』（有斐閣、2018 年）

【参考書】
松下淳一・菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2021 年）

【成績評価の方法と基準】
報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞倒産法
＜研究テーマ＞再建型倒産手続における担保権の処遇
＜主要研究業績＞
「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」） 民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

【Outline (in English)】
This course focuses on Civil Rehabilitation Act Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic.
Students are expected to understand concepts and procedure under Civil Rehabilitation Act and recognize differences between Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act, and be able to analyze specific themes and/or problems.
Before/after each class meeting students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1

労働法特殊講義Ⅰ

藤本　茂

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
今日の労働関係はグローバル化のもと，日本型雇用慣行は変容し労働形態の多様化・個別化が加速化している。労働法法理の妥当性は，法理のよって立つ日本的雇用慣行を踏まえたうえでなされる。本講義は，既存の労働法理の理解とその背景を後付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
本講義を履修することによって，現在の労働法理を理解でき，それを他者に論理的に説明できる。換言すれば法的論理思考を意識し，説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
今春学期も，新型コロナの影響が授業にも及ぶことが予想されます。
授業の進め方は，現時点では対面を望んでいますが，リモート授業になることも視野に収める必要があると思います。そのように考えて今は，「未定」としています。方針はガイダンスで明らかにしますが，各回について変更のある場合は学習支援システムの「お知らせ」を使って周知を図りたいと考えています。そのためにも，「仮登録」は済ませてください。
授業計画に列挙したテーマには重要判例があります。院生が重要判例を手がかりに法理の報告・議論をしつつ，その法理が形成された日本型雇用慣行を考え，新たな事態に対する法論理を議論してほしいと思います。
この授業は，法学研究科博士後期課程の社会法特殊研究Ⅰとの合併です。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	日本的雇用慣行	3 つの特徴のうち長期安定雇用と年功制
第 3 回	企業別組合	日本的雇用慣行の特徴の 3 つ目である企業別組合
第 4 回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第 5 回	労働法の分野	集団的労使関係法の位置
第 6 回	労働基本権論	憲法 28 条の意義
第 7 回	労働組合の結成と組織強制	団結とユニオンショップ
第 8 回	労働組合の活動	企業施設を利用しての組合活動
第 9 回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第 10 回	争議行為と賃金	争議行為と賃金について
第 11 回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第 12 回	支配介入	不当労働行為たる支配介入
第 13 回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第 14 回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
藤本茂・沼田雅之・山本圭子・細川良共著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所　2020）

【参考書】
テキスト内の参考文献のほか
金子征史・藤本　茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ［第４版］』（エイデル研究所　2019 最新版）
金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ［第２版］』(エイデル研究所 2016)

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
予習箇所を明確にした。

【学生が準備すべき機器他】
ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法，雇用平等法，労働契約法，職業訓練・研修制度など

【Outline (in English)】
(1)【Course outline】
This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to Labor Relations Law and the Labor Contract Law.
First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study a general overview of Labor Unions Law and the Dispute Settlement System.
Labor Unions Act - Students will study the fundamental right to take part in Union, collective bargaining and trade dispute.
Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study about the rules of adoption, transfer and dismissal.
(2)【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to understand the Basic Japanese Labor Law.
(3)【Learning activities outside of classroom】
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
(4)【Grading Criteria /Policy】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Short reports : 50%、in class contribution(discussing etc.): 50%

LAW500A1

労働法特殊講義Ⅱ

藤本　茂

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
わが国労働関係は，グローバル化のもと，日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。雇用社会構造の変化とともに労使関係が変わり，労働法も変わる。労働法はどうあるべきかが問われる。そのためには既存の法理の根幹を問うことから始まる。
この授業は，労働法特殊講義Ⅰに続くコースワーク科目で，個別的労働関係法領域を取り扱う。

【到達目標】
現在の労働法理の理解を主眼とする。それを他者に論理的に説明できることを到達点とする。法的論理思考を意識し，説明できる能力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして，併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらう。
この授業は博士後期課程・社会法特殊研究Ⅱとの合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	個別的労働関係法総論
第 2 回	労働基準法	労働基準法の 2 つの特徴
第 3 回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第 4 回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第 5 回	就業規則と労働条件変更	就業規則改訂による労働条件変更
第 6 回	個別的労働関係の形成	採用の自由，内定，試用
第 7 回	個別的労働関係の展開	人事異動の法理
第 8 回	個別的労働関係の終了	解雇法理について
第 9 回	賃金	賃金の法規制の意義と概要
第 10 回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第 11 回	労働時間の弾力的運用	裁量労働，適用除外と高度プロフェッショナル制度
第 12 回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第 13 回	休憩・休日の意義	休憩，休日の意義と休日労働
第 14 回	休暇	年次有給休暇制度

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
藤本　茂・沼田雅之・山本圭子・細川　良共著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所　2020）

【参考書】
・テキスト内に参考文献を掲げている。そのほか，
・金子征史・藤本　茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ［第４版］』（エイデル研究所　2019 最新版）
・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ［第２版］』(エイデル研究所 2016)・
・菅野和夫著『労働法 [第 12 版]』（弘文堂　2019）

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
予習の方法を具体的に示した。

【学生が準備すべき機器他】
ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法，雇用平等法，労働契約法，職業訓練・研修制度など

【Outline (in English)】
(1)【Learning Objectives】
This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory.
Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.
(2)【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to understand the Basic Japanese Labor Law.
(3)【Learning activities outside of classroom】
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
(4)【Grading Criteria /Policy】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Short reports : 50%、in class contribution(discussing etc.): 50%

LAW500A1

労働法特殊講義Ⅲ

浜村　彰

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・本授業では、労働法を学ぶ修士課程の院生を対象に、とくに最近の労働判例や法改正がなされまたはなされつつある労働法制について研究することを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、労働法の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献・資料研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】
・最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2，3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
・労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法、労働基準法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。とくに労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの 1 年間の計画、ゼミ全体および各ゼミ員の 1 年間の目標設定など。
2	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
3	判例研究 (2)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
4	判例研究 (3)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
5	判例研究 (4)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
6	判例研究 (5)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
7	特定テーマ研究 (1)	最近の労働者派遣法改正の問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
8	特定テーマ研究 (2)	労働者派遣法の制定当時まで遡り、派遣法の基本目的と政策原理を洗い出して、派遣法のあるべき姿を研究する。
9	特定テーマ研究 (3)	労働基準法の研究。とくに労働時間法の最近の改正問題である時間外労働や適用除外について学ぶ
10	特定テーマ研究 (4)	労基法上の労働時間規制の意義を再検討し、今後の労働時間法制を展望する。
11	特定テーマ研究 (5)	解雇法制について従来の学説判例の議論を総括し、解雇規制の意義について再検討する。

12	特定テーマ研究 (6)	現在、厚労省で議論されている解雇の金銭解決制度について批判的に検討する。
13	特定テーマ研究 (7)	ゼミ参加者の修士論文のテーマについて議論する。
14	特定テーマ研究 (8)	修士論文のレジュメの作り方を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してくること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してくること

【テキスト（教科書）】
特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 10 版）を購入していること。

【参考書】
前記 2 冊の他、『労働法重要判例を読む第二版』（日本評論社、2012 年）など。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
労働法－労働者代表制、労働契約法、労働者派遣法など。
＜主要研究業績＞
『クラウドワークの進展と社会法の近未来』（労働開発研究会、2021 年）、『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、『ベーシック労働法第 8 版』（有斐閣、2020 年）、『ライフステージと法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）、「脱退の自由」別冊ジュリスト労働判例百選＜第 10 版＞（2022 年）、「クラウドワークという働き方の課題」労働法学研究会報 2723 号（2021 年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和２年度重要判例解説（2021 年）

【Outline (in English)】
· The aim of this course is to help students acquire the way of thinking of labor law.
· At the end of the course, students are expected to gain the capacity to discover issues of labor law.
· Before each meeting, students must read documents which a teacher gave.
· Grading will be decided based on seminar report(50%) and the quality of
performance in the seminar(50%).

LAW500A1

労働法特殊講義Ⅳ

浜村　彰

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
· 本授業では、労働法を学ぶ修士課程の院生を対象に、とくに最近の労働判例や法改正がなされまたはなされつつある労働法制について研究することを目的とする。
· これらの課題を研究することを通じて、労働法の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献・資料研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】
· 最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
· この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
· 労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2，3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
· 労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法、労働基準法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。とくに労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの 1 年間の計画、ゼミ全体および各ゼミ員の 1 年間の目標設定など。
2	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
3	判例研究 (2)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
4	判例研究 (3)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
5	判例研究 (4)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
6	判例研究 (5)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
7	特定テーマ研究 (1)	最近の労働法の立法や改正をめぐる議論の整理と立法論の検討
8	特定テーマ研究 (2)	働き方改革関連法の基本目的と政策原理を洗い出して、労働法の立法政策論のあるべき姿を研究する。
9	特定テーマ研究 (3)	労働基準法の研究。とくに労働時間法の最近の改正問題である時間外労働や適用除外について学ぶ
10	特定テーマ研究 (4)	個別労働関係紛争解決システムの意義と問題点を再検討する。
11	特定テーマ研究 (5)	労働者代表制の立法施策論について従来の学説の議論を総括し、将来の立法構想を検討する。

12	特定テーマ研究 (6)	現在、厚労省で議論されている解雇の金銭解決制度について批判的に検討する。
13	特定テーマ研究 (7)	ゼミ参加者の修士論文のテーマについて議論する。
14	特定テーマ研究 (8)	修士論文のレジュメの作り方を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してくること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してくること

【テキスト（教科書）】
特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 10 版）を購入していること。

【参考書】
前記 2 冊の他、『労働法重要判例を読む第二版』（日本評論社、2012 年）など。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
労働法－労働者代表制、労働契約法、労働者派遣法など。
＜主要研究業績＞
『クラウドワークの進展と社会法の近未来』（労働開発研究会、2021 年）、『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、『ベーシック労働法第 8 版』（有斐閣、2020 年）、『ライフステージと法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）、「脱退の自由」別冊ジュリスト労働判例百選＜第 10 版＞（2022 年）、「クラウドワークという働き方の課題」労働法学研究会報 2723 号（2021 年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和２年度重要判例解説（2021 年）

【Outline (in English)】
· The aim of this course is to help students acquire the way of thinking of labor law.
· At the end of the course, students are expected to gain the capacity to discover issues of labor law.
· Before each meeting, students must read documents which a teacher gave.
· Grading will be decided based on seminar report(50%) and the quality of
performance in the seminar(50%).

LAW500A1

社会保障法特殊講義 I

大原　利夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目は、学生が社会保障法、特に社会福祉関連法の基礎的な知識を修得し、社会福祉関連法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
この授業は原則として対面型の講義形式で行い、一部はオンライン（オンデマンド授業またはリアルタイム配信型授業）で行う。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げる。また、判例と関連する論文なども取り上げる。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出する。レポートについては、授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行う。
なお、学年暦の変更等により、オンライン授業の日程を一部変更する場合がある。また受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1 回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2 回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3 回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4 回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5 回	生存権	生存権について考察する。
6 回	生活保護法 (1)～概論	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7 回	生活保護法 (2)～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8 回	生活保護法 (3)～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9 回	福祉関係法 (1)～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10 回	福祉関係法 (2)～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法について考察する。
11 回	福祉関係法 (3)～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12 回	社会手当法 (1)～概論	社会手当の概念、社会手当法の概要について解説する。
13 回	社会手当法 (2)～判例	社会手当法の関連判例について考察する
14 回	権利擁護 (1)～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストは使用しない。

【参考書】
本沢巳代子ほかほか『トピック社会保障法　第 15 版』（信山社、2021 年）
菊池馨実『社会保障法　第 2 版』（有斐閣、2018 年）
加藤 智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）
井上英夫・高野範城（編）『実務　社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）
法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点（質疑応答、レポート、受講態度）100 %で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
基礎的な事項を丁寧に説明する。

【学生が準備すべき機器他】
パソコンなど

【その他の重要事項】
質問は授業終了後またはメールにて受け付ける。

【担当教員の専門分野等】
< 専門分野> 社会保障法
< 研究テーマ> 権利擁護など
< 主要研究業績>
「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）
「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）
『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015 年）

【Outline (in English)】
This course introduces the foundations and various probrems of social security law, especially social welfare law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social welfare law.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1

社会保障法特殊講義 Ⅱ

大原　利夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目は、学生が社会保障法、特に社会保険法の基礎的な知識を修得し、社会保険法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
この授業を受けることにより、学生が①社会保障法 (特に社会保険法）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
この授業は原則として対面型の講義形式で行い、一部はオンライン（オンデマンド授業またはリアルタイム配信型授業）で行う。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げる。また、判例と関連する論文なども取り上げる。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出する。レポートについては、授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行う。
なお、学年暦の変更等により、オンライン授業の日程を一部変更する場合がある。また受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンスおよび医療関係法 (1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第 2 回	医療関係法 (2)～健康保険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 3 回	医療関係法 (3)～国民健康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、関連判例について考察する。
第 4 回	年金法 (1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第 5 回	年金法 (2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 6 回	年金法 (3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 7 回	年金法 (4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 8 回	労災保険法 (1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 9 回	労災保険法 (2)～業務災害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第 10 回	労災保険法 (3)～通勤災害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第 11 回	雇用保険法 (1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第 12 回	雇用保険法 (2)～求職者給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第 13 回	雇用保険法 (3)～その他の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第 14 回	総合研究～最近の注目判例	最近の注目判例について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められる。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければならない。

【テキスト（教科書）】
テキストは使用しない。

【参考書】
本沢巳代子ほか『トピック社会保障法　第 15 版』（信山社、2021 年）
菊池馨実『社会保障法　第 2 版』（有斐閣、2018 年）
加藤 智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）
井上英夫・高野範城（編）『実務　社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）
法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点（質疑応答、レポート、受講態度）100 %で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
基礎的な事項を丁寧に説明する。

【学生が準備すべき機器他】
パソコンなど

【その他の重要事項】
質問は授業終了後またはメールにて受け付ける。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞社会保障法
＜研究テーマ＞権利擁護など
＜主要研究業績＞
「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）
「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）
『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）
「育休退園と保育の必要性」週刊社会保障 2864 号 50 頁（2015 年）
『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）
『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline (in English)】
This course introduces the foundations and various probrems of social security law, especially social insurance law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social insurance law.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1

教育法特殊講義Ⅰ

小泉　広子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育に関する裁判は、教育に対する法機能に応じて、教育の自由にかかわる「自主性擁護的教育裁判」、教育の外的条件整備を求める「条件整備的教育裁判」、子どもの人権侵害を争う「子どもの人権裁判」に分類できる。教育法特殊講義Ⅰでは、受講生の関心に留意しながら、子どもの人権裁判の分析を行い、教育法理論および法解釈の方法を修得する。

【到達目標】
①教育法学の基礎理論を理解する。
②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。
③法解釈を通じて、子どもの人権や教育にとってあるべき法のあり方を提示できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。
課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題 (試験やレポート等) に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育法とは何か 法源、教育法の機能
第 2 回	日本の子どもの人権状況	国連子どもの権利委員会による日本政府に対する第 4 回・5 回最終所見を読む
第 3 回	体罰と子どもの人権（1）	水戸五中事件
第 4 回	体罰と子どもの人権（2）	天草市小学生悪ふざけ体罰 PTSD 事件
第 5 回	体罰と子どもの人権（3）	障害児体罰事件
第 6 回	生活指導と子どもの人権	府立高校生指導死事件
第 7 回	部活動と子どもの人権	大阪市立桜宮高バスケットボール部体罰自殺事件
第 8 回	いじめと子どもの人権（1）	いわき小川中いじめ自殺事件
第 9 回	いじめと子どもの人権（2）	津久井町立中いじめ自殺事件
第 10 回	いじめと子どもの人権（3）	兵庫県立高いじめ自殺事件
第 11 回	いじめと子どもの人権（4）	学校の調査報告義務といじめ第三者調査委員会
第 12 回	校則と子どもの人権	校則裁判
第 13 回	学校教育措置と子どもの人権 (1)	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第 14 回	学校教育措置と子どもの人権 (2)	神戸市立高専進級拒否・退学処分事件

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作ってくる。
報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は特に指定しない。

【参考書】
市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂
雑誌『季刊教育法』エイデル研究所
『教育小六法』（学陽書房）
子どもの権利条約市民・NGO の会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期- 第 4・5 回最終所見を読み解く－』本の泉社

【成績評価の方法と基準】
平常点（50 %）、レポート課題（50 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
教育法学
＜研究テーマ＞
学校・福祉領域における子どもの権利
＜主要研究業績＞
「幼児教育・保育『無償化』の教育法的検討」日本教育法学会年報 49 号（2020 年 3 月）
『コンメンタール教育基本法』（分担執筆）日本教育法学会編、学陽書房（2021 年 10 月 26 日）

【Outline (in English)】
"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education.
In this course, students will analyze the cases concerning children's rights in school, while paying attention to the students' interests, and learn the methods of educational law theory and legal interpretation.

LAW500A1

教育法特殊講義 Ⅱ

小泉　広子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。この授業は、教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本概念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。
また、近年、子どもにかかわる法分野を包括的にとらえ、「子ども法」として探求する試みも始まっており、本授業でも広く「教育」と法の問題を扱う。

【到達目標】
①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権の内容と相互関係を理解することができる。
②教育人権に対応する、国家の役割とその限界を理解することができる。
③教育人権にかかわる判例を分析することできる。
④国際人権法における子どもの権利を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、指定されたテキストまたは判例について、疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。
課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。
その他、授業終了後や最終授業中に課題 (試験やレポート等) に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育人権総論
第 2 回	教育と法 (1) - 憲法・教育基本法を中心に	・学校制度法定主義 ・教育目的・目標法定の意義と限界 ・不当な支配の禁止
第 3 回	教育と法（2）- 子どもの権利条約を中心に	子ども権利条約の構造
第 4 回	子どもの学習権 (1)	子どもの学習権の権利性
第 5 回	子どもの学習権 (2)	学校教育的措置と子ども生徒の市民的自由
第 6 回	親の教育権	親の教育権の概念
第 7 回	教師の教育権（1）	教師の教育権の概念
第 8 回	教師の教育権（2）	性教育と教師の教育権
第 9 回	教師の教育権（3）	日の丸・君が代裁判
第 10 回	教育人権と国家（1）	旭川学力テスト事件最高裁判決
第 11 回	教育人権と国家（2）	教育内容処分と学習指導要領
第 12 回	福祉と子どもの権利 (1)	乳幼児期の子どもの権利の構造
第 13 回	福祉と子どもの権利（2）	子どもと家族をめぐる法制度とその問題
第 14 回	福祉と子どもの権利（3）	子どもの保育・教育を受ける権利の構造

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作成してくる。
報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめてくる。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストは特に指定しない。

【参考書】
兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣）
日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社）
堀尾輝久『人権としての教育』（岩波現代文庫）
日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（学陽書房）
子どもの権利条約市民・NGO の会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期―第 4・5 回最終所見を読み解く―』

【成績評価の方法と基準】
平常点（50 %）、レポート課題（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
教育法
＜研究テーマ＞
子どもの権利
＜主要研究業績＞
幼児教育・保育「無償化」の教育法的検討（日本教育法学会年報 49 号）2020 年 3 月
日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（分担執筆）2021 年 10 月

【Outline (in English)】
"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education. Students will study on basic precedents that have had an important influence on the formation of the study of educational law and the basic concepts of educational human rights.

LAW500A1

刑法特殊講義 I

佐野　文彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
受講生の研究テーマに応じて、刑法に関する論文等を読み解くことで、刑法理論に関する知識や、論文執筆の方法について学ぶコースワーク科目である。

【到達目標】
刑法に関する専門的論文について、その論理的構造を読み解くことができるようになるにとどまらず、同論文をもとに、自らの研究テーマに関する問題意識を深め、議論の展開を図ることができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
基本的に対面での実施を予定しているが、留学生の入国状況等にも応じてオンラインでの実施となることもある。
報告担当者が担当文献等について報告を行い、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。
授業計画は、受講生の関心や担当文献の難易度等に応じて、適宜変更する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業概要と目的について 問題関心についての意見交換
第 2 回	課題設定	研究計画・検討対象の設定
第 3 回	調査方法	検討にとって必要な調査方法について
第 4 回	論文①の検討	短めの論文の検討
第 5 回	論文②の検討	短めの論文の検討
第 6 回	論文③の検討	短めの論文の検討
第 7 回	論文④の検討	短めの論文の検討
第 8 回	学修内容についての確認	論文①～④の検討により学んだことの確認
第 9 回	モノグラフの問題意識についての検討	著名なモノグラフがどのように問題の所在を把握しているかを検討
第 10 回	モノグラフの日本法の分析についての検討	著名なモノグラフがどのように日本法の状況を把握していたかを検討
第 11 回	モノグラフの比較法分析についての検討	著名なモノグラフがどのように比較法対象を把握していたかを検討
第 12 回	モノグラフの私見部分についての検討	著名なモノグラフがどのように自説を展開していたかを検討
第 13 回	モノグラフの評価について	著名なモノグラフがその後どのように評価されていたかを検討
第 14 回	終わりに	本講義で学んだことの確認・今後の研究計画について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準としますが、担当回については準備時間が 10 時間程度まで増えることがあります。

【テキスト（教科書）】
第一回、第二回において設定したテキストについて、適宜コピー等を配布する。

【参考書】
報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】
報告 50%、議論 50%

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　刑法
＜研究テーマ＞　責任能力、刑罰論
＜主要研究業績＞　学術データベース参照。

【Outline (in English)】
This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory.
Before/after each class, students are expected to spend 2 hours to prepare for/review the lesson. The overall grade will be based on the in-class contribution (100%).

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅱ

佐野　文彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法特殊講義Ⅰで形成した受講生の問題意識を前提に、刑法に関する重厚な論文を読むとともに、重要判例を中心に判例等も読み解くことで、自らの分析を理論・実践の両面から深めることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
刑法特殊講義Ⅰで身につけた知見をもとに、自らの検討テーマについて、日本法内在的な理論的観点から分析することができるようになるとともに、その実践的含意も踏まえた理論分析ができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
基本的に対面での実施を予定しているが、留学生の入国状況等にも応じてオンラインでの実施となることもある。
報告担当者が担当文献等について報告を行い、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。
授業計画は、受講生の関心や担当文献の難易度等に応じて、適宜変更する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義の概要と目的 問題関心についての共有
第 2 回	比較法についての前提知識	比較法をするにあたっての前提となる知識を確認
第 3 回	比較法の視座について	受講生の研究テーマに応じた視座の設定
第 4 回	著名なモノグラフの前半の内容の確認及び検討	短めのモノグラフの前半部分を読み、その問題や検討手法の設定について検討
第 5 回	著名なモノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、比較法等の用い方や自説の展開について確認
第 6 回	著名なモノグラフの意義・位置づけについての検討	同モノグラフの意義について検討
第 7 回	重要判例１についての構造の検討	重要判例１について読み解き、論理的構造を把握
第 8 回	重要判例１についての意義の検討	重要判例１について、評釈等ももとに、その意義を検討
第 9 回	重要判例２についての構造の検討	重要判例２について読み解き、論理的構造を把握
第 10 回	重要判例２についての意義の検討	重要判例２について、評釈等ももとに、その意義を検討
第 11 回	近時の裁判例１についての検討	近時の裁判例１について、その意義を検討
第 12 回	近時の裁判例２についての検討	近時の裁判例２について、その意義を検討
第 13 回	検討テーマに関する裁判実務について論じた文献の検討	検討テーマに関する実務家の論稿を読み、実践的問題について検討
第 14 回	終わりに	これまでの議論のまとめ 今後の研究計画について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準としますが、報告回によっては 10 時間以上かかるものもあります。

【テキスト（教科書）】
第 1,2 回で選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】
報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】
報告 50 %、議論 50 %。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　刑法
＜研究テーマ＞　責任能力、刑罰論
＜主要研究業績＞　学術研究データベース参照。

【Outline (in English)】
This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice.
Before/after each class, students are expected to spend 2 hours to prepare for/review the lesson. The overall grade will be based on the in-class contribution (100%).

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義Ⅰ

田中　開

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての基本的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。質問等があれば、授業内であると否とを問わず受け付けます。
新型コロナウイルスの影響で、対面での授業はできません。Zoom で行う予定です。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第 2 回	法定手続の保障と適正手続	憲法３１条の法定手続の保障と適正手続（デュー・プロセス）との関係
第 3 回	捜査の基本原則	強制処分法定主義と令状主義
第 4 回	強制捜査と任意捜査１	強制捜査と任意捜査の区別
第 5 回	強制捜査と任意捜査２	任意捜査の許容限度
第 6 回	行政手続と刑事手続	行政手続・刑事手続と憲法の保障
第 7 回	行政警察活動と捜査活動	職務質問、所持品検査と捜査の関係などにつき検討する
第 8 回	写真撮影	捜査のためにする写真撮影とビデオ録画・録音
第 9 回	電気通信の傍受	通信傍受法の改正
第 10 回	ＧＰＳ捜査	2017 年 3 月 15 日の大法廷判決を中心に検討する
第 11 回	監視型捜査	いわゆる監視型捜査の問題点
第 12 回	ビッグデータと捜査	いわゆるビッグデータがと捜査のあり方
第 13 回	インターネットと犯罪捜査	インターネットを利用した犯罪とその捜査の諸問題
第 14 回	刑事法の域外適用	刑法の域外適用と犯罪捜査のあり方

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】
各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】
報告・討論の状況により評価する（平常点１００％）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞刑事訴訟法

【Outline (in English)】
Lecture of criminal procedure.
Basic skills for academic researcher of crinminal procedure.
Students are requested to study for about two hours before and after lessons.
Grading will be based on the quality of the presentation and participation to the discussion.

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義Ⅱ

田中　開

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての（刑事訴訟法特殊講義Ⅰよりも一歩進んだ）専門的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。質問等があれば、授業内であると否とを問わず受け付けます。
新型コロナウイルスの関係で、対面授業はできません。Zoom で行う予定です。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第 2 回	所持品検査	所持品検査と捜索・強制手段につき検討する
第 3 回	捜索・差押え１	逮捕に伴う捜索・差押えの諸問題
第 4 回	捜索・差押え２	捜索・差押えに付随する処分と「必要な処分」
第 5 回	捜索・差押え３	携帯電話等の差押え
第 6 回	検証	検証の性質を有する処分と強制処分法定主義、令状主義
第 7 回	電磁的記録の取得・保全	電磁的記録の取得・保全をめぐる諸問題
第 8 回	身体検査	身体検査をめぐる諸問題
第 9 回	接見交通	接見交通をめぐる最近の問題状況
第 10 回	公判前整理	公判前整理手続をめぐる諸問題
第 11 回	裁判員裁判	裁判員裁判をめぐる諸問題
第 12 回	取調べの録音・録画	取調べの録音・録画につき検討する
第 13 回	合意制度	合意制度につき考察する
第 14 回	刑事免責	刑事免責につき考察する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】
各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】
報告・討論の状況により評価する（平常点１００％）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞刑事訴訟法

【Outline (in English)】
Lecture of criminal procedure.
Advanced skills for academic researcher of crinminal procedure.
Students are requested to study for about two hours before and after lesson.
Grading will be based on the quality of the presentation and participation to the discussion.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅲ

川口　由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】
修士課程第 2 学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10 点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により，下記授業計画は変更となる場合がある。
講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第 2 回	テーマ設定のための文献説明	１０点の文献（No.1～10）についての説明と議論
第 3 回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第 4 回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第 5 回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第 6 回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第 7 回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第 8 回	文献 5 点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係についての報告と議論
第 9 回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第 10 回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第 11 回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第 12 回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第 13 回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第 14 回	文献 10 点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係についての報告と議論。 夏季休暇中のテーマ設定についての報告と助言。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
図書館等での調査。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
使用しない

【参考書】
指定しない

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　日本法制史
＜研究テーマ＞　土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
＜主要研究業績＞　著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline (in English)】
This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.
Students can set the theme of the article by this class.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅳ

川口　由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】
修士課程第 2 学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
3 つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に 1 つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により，下記授業計画は変更となる場合がある
　講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第 2 回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第 3 回	テーマ候補①の先行研究調査	先行研究の内容の報告と議論
第 4 回	テーマ候補①の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第 5 回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第 6 回	テーマ候補②の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第 7 回	テーマ候補②の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第 8 回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第 9 回	テーマ候補③の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第 10 回	テーマ候補③の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第 11 回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第 12 回	テーマの最終決定①	３テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第 13 回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第 14 回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
図書館等での調査。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
使用しない

【参考書】
指定しない

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　日本法制史
＜研究テーマ＞　土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
＜主要研究業績＞　著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline (in English)】
This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.
Students can set the theme of the article by this class.

LAW500A1

憲法演習Ⅲ

國分　典子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、日本の憲法上の家族の問題に関するトピックをとり上げ、歴史的観点も踏まえた上で、現代日本の家族問題を理解することを目的とするセミナーです。

【到達目標】
家族の問題に関わる日本国憲法上の論点を見直し、多角的な観点から理解することができることになることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
最近の家族に関わる憲法問題を取り上げ、検討します。人数によるが、レポーターにテーマについての報告をしてもらい、その後、参加者全員で議論して論点を分析します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	性同一性障害特例法最高裁判決	性同一性障害特例法最高裁判決の内容を理解する。
第 2 回	性同一性障害特例法の検討	性同一性障害法の内容と問題点について理解する。
第 3 回	第 1 回判例の検討	第 1 回で取り上げた判例の論点を検討する。
第 4 回	同性婚訴訟	同性婚訴訟判決の内容を理解する。
第 5 回	性的マイノリティの権利と憲法 13 条	同性婚問題に関連して、性的マイノリティの権利を憲法 13 条の観点から検討する。
第 6 回	性的マイノリティの権利と憲法 14 条	性的マイノリティの問題を平等の観点から検討する。
第 7 回	台湾の同性婚に関する問題	台湾司法院の同性婚についての判断とその問題点の紹介と検討を行う。
第 8 回	夫婦別姓最高裁判決	夫婦別姓問題に関する最高裁判決の内容を理解する。
第 9 回	夫婦別姓最高裁判決の検討	前回の判決の問題点を検討する。
第 10 回	再婚禁止期間最高裁判決	再婚禁止期間最高裁判決の内容を理解する。
第 11 回	再婚禁止期間最高裁判決の検討	再婚禁止期間最高裁判決の論点を検討する。
第 12 回	非嫡出子法定相続分最高裁判決	非嫡出子の法廷相続分についての最高裁判決の内容を理解する。
第 13 回	非嫡出子法定相続分最高裁判決の検討	前回の判決の問題点を検討する。
第 14 回	日本の家族問題の憲法的観点からの展望	これまでの論点を振り返り、日本の憲法論の現状と課題をまとめる

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特にテキストはありませんが、必要に応じて読むべき文献を授業の中で指示します。

【参考書】
『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』第 7 版（有斐閣、2019 年）等の判例資料

【成績評価の方法と基準】
レポーターとしての報告を 50 %、討論への参加度を 50 %として評価します。

【学生の意見等からの気づき】
参加学生の希望や研究目標に対応した授業を行う必要があると考えています。このため、学生のニーズによっては授業予定を変更することがあります。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。報告者はレジュメを用意すること。

【その他の重要事項】
他専攻の学生も受講可。
受講希望の方は、事前に
noriko.kokubun.ec@hosei.ac.jp
にご連絡ください。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法、韓国法
＜研究テーマ＞
日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究
＜主要研究業績＞
『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）
「韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）375 － 404 頁

【Outline (in English)】
This seminar will focus the recent constitutional topics of family issues. The purpose of this seminar is to understand the issues of Japanese Constitution concerning family problems.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Grading will be decided based on performance as a reporter (50 percent) and in-class contribution (50 percent).

LAW500A1

憲法演習Ⅳ

國分　典子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、統治機構の論点について、比較憲法的視点も含めて検討し、日本の統治機構の特徴と問題点を理解することを目的とするセミナーです。

【到達目標】
諸外国の統治機構のあり方について一定の知識を持った上で日本の統治機構を比較法的に位置づけることができるようになることを目指します。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
人数によりますが、レポーターがテーマについてレジュメを準備し、報告をしたのち、参加者全員で論点を検討してゆくことを予定しています。参加者からの疑問点や各回の論点については、授業の最後に講評の形でフィードバックを行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンスと序論	授業の進め方と本授業の意味について理解する
第 2 回	主権	主権論について考える
第 3 回	代表の概念	国民代表の史的理解について考える
第 4 回	政党の位置づけ	政党について憲法の観点から考える
第 5 回	議院内閣制	国会と内閣の関係について考える
第 6 回	法律事項	法律事項の範囲について考える
第 7 回	行政権の概念	「行政権」についての学説の展開を考える
第 8 回	司法権の概念	司法とは何かを考える
第 9 回	違憲審査制	日本の違憲審査制の問題点を考える
第 10 回	憲法裁判所制度	諸外国の憲法裁判所制度を考える
第 11 回	立法行為の違憲審査	立法の不作為の違憲審査について考える
第 12 回	地方自治の本旨	地方自治の憲法上の論点を考える
第 13 回	憲法とは何か	立憲主義と民主主義の観点から憲法とは何かを考える
第 14 回	全体のまとめ	全体を振り返り、統治機構の論点および日本の統治機構の比較法的特徴を考える

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回扱う論点について、参加者それぞれが事前にテキストを読み、準備してください。また授業後、論点についての関連論文等を読む等して、理解を深めるようにしてください。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
山本龍彦・横大道聡編『憲法の現在地』（日本評論社、2020 年）
（なお詳しい授業の内容については、参加者の関心分野も聞いた上で決めたいので、テキスト購入は、初回の話し合いの後で結構です。）

【参考書】
授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】
レポーターとしての報告 50 %、議論への積極的参加度 50 %で評価します。但し、参加者の人数が少ない場合には、レポーター形式をとらず、輪読形式で行います。その場合には、授業に対する準備と授業への積極的参加度を総合的に評価して平常点で評価します。

【学生の意見等からの気づき】
学生数の少ないことを勘案し、参加者の希望・研究目標に合った形での授業を進める必要があると考えている。そのため学生のニーズによっては授業内容を変更することも考慮します。

【学生が準備すべき機器他】
報告者はレジュメを用意してください。

【その他の重要事項】
他専攻の学生も受講可。
本授業の参加希望者は、事前に noriko.kokubun.ec@hosei.ac.jp にご連絡いただくよう、お願いいたします。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法、韓国法
＜研究テーマ＞
日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度
＜主要研究業績＞
『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）
「韓国の『広義』の憲法改正と憲法裁判所」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）
共編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020 年）

【Outline (in English)】
This seminar will focus on the issues of government institutions in terms of comparative perspectives.
At the end of this seminar, students will be expected to understand Japanese governmental system with a certain knowledge of the governance mechanism of other countries.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Grading will be decided based on performance as a reporter (50 percent) and in-class contribution (50 percent).

LAW500A1

行政法演習Ⅰ

西田　幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法学の基本的な文献を検討すること（文献研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。
　行政法には一般法典が存在しないため、その体系そのものは学説によって構築されている。このため、論者によって行政法体系の認識に相違がある。この点を踏まえながら、行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題について検討することとする。
　この授業の受講者は、文献研究を通して、行政法学の基礎理論に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】
①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
②行政法に関する文献を読み、問題点などを分析できるようになる。
③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。
④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　演習形式による。受講者は、毎回、検討対象となる論文についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に対象論文を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。
　少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。
　新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学の基礎理論 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（1）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（2）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（3）	営造物管理責任

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。
　本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
使用しない。

【参考書】
宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）
いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法
＜主要研究業績＞
①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、
③『コンメンタール行政法Ⅱ　行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline (in English)】
In this course, we will read some academic articles about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which article do we read will be decided by consultation between students and teacher. The articles have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW500A1

行政法演習Ⅱ

西田　幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法の判例を研究すること（判例研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。
　行政法には一般法典がないため、法秩序として行政法を把握しようとするとき、拘束力ある先例という意味での判例（＝最高裁判例）が果たす役割は非常に大きい。判例が行政法体系にいかなる影響を及ぼすのかという視点を含めて、検討していきたい。
　この授業の受講者は、判例研究を通して、行政法に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】
①行政法の法理をより深く理解する。
②行政法に関する判例を読み、問題点などを分析できるようになる。
③行政法の判例が行政法体系に及ぼす影響について理解する。
④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。
　少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学における判例の意義 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（4）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（5）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（6）	営造物管理責任

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。
　本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
使用しない。

【参考書】
宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）
いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法
＜主要研究業績＞
①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局
③『コンメンタール行政法Ⅱ　行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline (in English)】
In this course, we will read some Japaneses Supreme Court's desisions about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which desision do we read will be decided by consultation between students and teacher. The desisions have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW600A1

憲法論文指導Ⅲ

建石　真公子

備考（履修条件等）：**憲法論文指導Ⅰと合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

【到達目標】
憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて，先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。フィードバックとしては、法律学の論理的な構造について内容の修正をして返却する。またｇ適宜，メール等による質問に対応する。
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第 2 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第 3 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する 電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第 4 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第 5 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第 6 回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第 7 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第 8 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第 9 回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第 10 回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第 11 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第 12 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第 13 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第 14 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。
授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。
予習、復習に 2 時間を要する。

【テキスト（教科書）】
適宜，論文や書籍等を配布または紹介する。

【参考書】
適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

【成績評価の方法と基準】
ディスカッションへの参加（50%)。
レポート提出 (50%)。

【学生の意見等からの気づき】
論文の書き方の指導について、寄り時間をあてていきます。

【学生が準備すべき機器他】
なし。

【その他の重要事項】
何が選択した課題の憲法上の論点なのかを、先行業績を踏まえた上で、自分で考えてみること。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法、国際人権法
＜研究テーマ＞
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
＜主要研究業績＞
・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度　日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条 約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。
・建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law.
< Learning Objectives >
Learn how to read theories and precedents necessary to write a Master's thesis in Constitutional Law. Understand prior work on the topic.
< Learning activities outside of classroom >
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour foreach class meeting.
< Grading Criteria/Policy > Grading will be decided based on lab reports (40%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (60%).

LAW600A1

憲法論文指導Ⅳ

建石　真公子

備考（履修条件等）：**憲法論文指導Ⅱと合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
修士論文の法律的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。
研究計画に沿って修士論文を書きあげる。

【到達目標】
憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。
論文で学んだことをレポートで提出する。
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の双方を適宜実施する。
提出されたレポートに関しては、評価する点、問題点等を, 口頭で、あるいは文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでも連絡してください。
参加者の質疑（ディスカッション）を重視します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第 2 回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第 3 回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第 4 回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第 5 回	人権の保障方法について理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第 6 回	人権の保障方法について理解する―違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第 7 回	人権の保障方法について理解する―違憲訴訟（2）	行政裁量と違憲審査
第 8 回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第 9 回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第 10 回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第 11 回	人権の保障方法について理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第 12 回	人権の主体ー子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―子どもについて
第 13 回	人権の主体ー子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―子どもの貧困
第 14 回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―外国人の人権

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。
授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。
本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

【参考書】
適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
授業への参加（50%)
レポートの提出（50%)

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
なし。

【その他の重要事項】
課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法、国際人権法
＜研究テーマ＞
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
＜主要研究業績＞
建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論– ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程– 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. · Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB · SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。 フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.
< Learning Objectives >
Learn how to read theories and precedents necessary to write a Master's thesis in Constitutional Law. Understand prior work on the topic.Write a master's thesis according to the research plan. < Learning activities outside of classroom >
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour for each class meeting.
< Grading Criteria/Policy >
Grading will be decided based on lab reports (40%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (60%).

LAW600A1

行政法論文指導Ⅰ

西田　幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業は、修士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、修士課程 1 年次生の春学期において、(1) 修士論文のテーマを決定するための指導を受け、(2) 研究計画書を作成することを目的とする。
　この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、修士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに修士論文のテーマを決定することが期待される。

【到達目標】
①修士論文のテーマを決定する
②上記テーマに関する研究計画書を作成する
③論文の書き方を考える

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文のテーマ決定のに向けて	修士論文のテーマに相応しいものとしてどのようなものがあるのか、検討する。
第 2 回	著名な論文を読む（1）	塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 3 回	著名な論文を読む（2）	藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 4 回	著名な論文を読む（3）	阿部泰隆『フランス行政訴訟論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 5 回	著名な論文を読む（4）	小早川光郎『行政訴訟の構造分析』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 6 回	著名な論文を読む（5）	稲葉馨『行政組織の法理論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 7 回	著名の論文を読む（6）	橋本博之『行政法学と行政判例』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 8 回	著名な論文を読む（7）	北島周作『行政上の主体と行政法』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 9 回	研究計画書の作成（1）	研究計画書とは何かについて検討する。
第 10 回	研究計画書の作成（2）	研究テーマ（修士論文のテーマに限定しない）の候補（複数）を挙げて、それらについて比較検討する。
第 11 回	研究計画書の作成（3）	研究テーマを決定し、それを研究計画書に表現してみる。
第 12 回	研究計画書の作成（4）	研究計画書について再検討する。
第 13 回	修士論文のテーマ決定（1）	研究テーマから修士論文のテーマを絞り込む。
第 14 回	修士論文のテーマの決定（2）	修士論文のテーマを決定する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。
　本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない。

【参考書】
塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』（1962 年、有斐閣）
藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』（1978 年、有斐閣）
阿部泰隆『フランス行政訴訟論』（1971 年、有斐閣）
小早川光郎『行政訴訟の構造分析』（1983 年、東京大学出版会）
橋本博之『行政法学と行政判例』（1998 年、有斐閣）
稲葉馨『行政組織の法理論』（1994 年、弘文堂）
北島周作『行政上の主体と行政法』（2018 年、弘文堂）

【成績評価の方法と基準】
　平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
　特になし。

【学生が準備すべき機器他】
　特になし。

【その他の重要事項】
　この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
⑦「規制権限の不行使と国家賠償――『規制不作為違法定式』の判断構造――」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準――厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として――」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 1st semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of master degree has to decide the theme of his/her thesis in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to decide his/her theme. Through this process, the student will decide his/her theme.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW600A1

行政法論文指導Ⅱ

西田　幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、修士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、修士課程１年次生の秋学期において、(1) 修士論文のテーマを明確化しつつ、(2) 修士論文の素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）を批判的に検討し、(3) 上記テーマにかかる論点を導き出すことを通して、受講者が修士論文の執筆に向けた本格的な準備作業を開始するための土台を作ることを目的とする。
この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、修士論文の執筆準備を行い、少なくとも、修士論文において論点となる事項を自ら導き出すことが期待される。

【到達目標】
①修士論文について各自が設定したテーマを明確化する
②修士論文で取り上げる素材を適切に理解しつつ問題点を指摘する
③修士論文で検討する論点を導き出す

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文のテーマの確認	行政法論文指導Ⅰで確定した修士論文のテーマについて確認し、事後の作業の手順を探る。
第 2 回	素材の検討（1）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 3 回	素材の検討（2）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 4 回	素材の検討（3）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（4）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（5）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（6）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（7）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	素材の検討（8）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 10 回	素材の検討（9）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 11 回	素材の検討（１０）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 12 回	論点の抽出（1）	素材の検討によって得られた知見を生かして、修士論文において、検討する論点を導き出す。
第 13 回	論点の抽出（2）	素材の検討によって得られた知見を生かして、修士論文において、検討する論点を導き出す。
第 14 回	研究計画書の再検討	行政法論文指導Ⅰで作成した研究計画書を、素材の検討、論点の抽出によって得られた知見を用いて再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
⑦「規制権限の不行使と国家賠償――『規制不作為違法定式』の判断構造――」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準――厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として――」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 2nd semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to make the theme of his/her thesis clearer in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to make his/her theme clearer. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor, and learn how to write an academic article. Through this process, the student will make his/her theme clearer.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW500A1

商法演習Ⅲ

荒谷　裕子

備考（履修条件等）：**隔週開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本演習は、会社法・金融商品取引法上のコーポレート・ガバナンスに関する論文・判例を取りあげ、わが国のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討するコースワーク科目である。

【到達目標】
本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　本講義は、受講者が与えられたテーマに関する文献・判例について報告をした後、参加者全員で議論をする形式で進める。
　授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。
【

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業の進め方について説明
第 2 回	コーポレート・ガバナンスの意義	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 3 回	会社法と金融商品取引法のガバナンス・システムの関係と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 4 回	令和元年会社法改正後のコーポレート・ガバナンス	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 5 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 6 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 7 回	社外取締役・独立役員の意義と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 8 回	監査役・会計監査人の意義と責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 9 回	親子会社をめぐる役員等の責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 10 回	親子会社をめぐる役員の責任と代表訴訟	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 11 回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方についてースチュワードシップ・コードを中心にしてー(1)	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 12 回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方についてースチュワードシップ・コードを中心にしてー(2)	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 13 回	政策保有株式の縮減と開示規制(1)	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 14 回	政策保有株式の縮減と開示規制(2)	テーマに関する文献の報告に基づく討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本演習の準備学習・復習時間は各 4 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
最初の講義時にテーマに沿った資料を配布する。

【参考書】
・神作裕之・藤田友敬・加藤貴仁編「会社法判例百選〔第 4 版〕」（有斐閣）
・「令和 2 年度重要判例解説」（有斐閣）
・「令和 3 年度重症判例解説」（有斐閣）
・田中亘「会社法（第 3 版）」(東京大学出版会)
その他、必要に応じて、授業時に随時指示する。

【成績評価の方法と基準】
演習での発表内容に基づく評価　70 %
授業への貢献度　30 %

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【担当教員の専門分野】
会社法（Corporation Law）
金融商品取引法（Financial instruments and Exchange Act

【Outline (in English)】
【Course outline）】
Case Study on Corporation Law.
【Learning Objectives】
Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.
【Learning activities outside of classroom】
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Report(70%) and in-class discussion (30%)

LAW500A1

商法演習Ⅳ

荒谷　裕子

備考（履修条件等）：**隔週開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
フランスにおけるコーポレート・ガバナンス・システムについて、必読文献に依拠しながら日本法との比較法的な分析・検討を行うリサーチワーク科目である。

【到達目標】
1．比較対象国(フランス）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること。
2．比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・外国法に関する文献研究と日本のガバナンスシステムの比較法研究を行う。
・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方、資料等について解説する。
第 2 回	フランス文献の検索の方法	フランス文献の検索の方法
第 3 回	文献講読（1）	dirigeants des sociétés comerciales（1）
第 4 回	文献講読（2）	dirigeants des sociétés comerciales（2）
第 5 回	文献講読（3）	dirigeants des sociétés comerciales（3）
第 6 回	文献講読（4）	dirigeants des sociétés comerciales（4）
第 7 回	日本銀行の見学	日本銀行の見学とファイナンス・システムについてレクチャーを受ける
第 8 回	文献講読（5）	dirigeants des sociétés comerciales（5）
第 9 回	文献講読（6）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（1）
第 10 回	文献講読（7）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（2）
第 11 回	文献講読（8）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（3）
第 12 回	文献講読（9）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（4）
第 13 回	文献講読（１０）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（5）
第 14 回	文献講読（１１）	l'assemblée　générale des sociétés comerciales（6）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間が必要です。

【テキスト（教科書）】
Droit commercial ; sociétés commerciales (édition 2021-2022)Anne Fauchon Philippe Merle（Dalloz）

【参考書】
初回の講義のときに紹介する。

【成績評価の方法と基準】
担当した箇所のリーディングの報告 (60%)、当該テーマに関する議論（40 %)。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
会社法（Corporation Law）
金融商品取引法（Financial instruments and Exchange Act）

【Outline (in English)】
【Course outline）】
The objective of this course is to understand the French corporate governance system.
【Learning Objectives】
· Understand the corporate governance system in the country of comparison (France).
· Understand the differences between Japanese and French corporate governance systems.
【Learning activities outside of classroom】
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 5 hours for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

商法演習Ⅴ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本演習は、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】
本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	会社の能力と目的の範囲	・最判昭和 27・2・15 民集 6 巻 2 号 77 頁
第 2 回	発起人の開業準備行為	・浦和地判昭和 60・3・22 判タ 559 頁
第 3 回	他人名義による株式の引受け	・東京地判平成 27・2・18 判時 2267 号 114 頁
第 4 回	共有株式の権利行使者の指定方法	・最判平成 9・1・28 判時 1599 号 139 頁
第 5 回	失念株と不当利得	・最判平成 19・3・8 民集 61 巻 2 号 479 頁
第 6 回	株主総会決議の瑕疵等その 1	・最判昭和 45・8・20 判時 607 号 79 頁 ・神戸地裁尼崎支判平成 12・3・28 判タ 1028 号 288 頁
第 7 回	株主総会決議の瑕疵等その 2	・最判昭和 42・9・28 民集 21 巻 7 号 1970 頁 ・最判平成 9・9・9 判タ 955 号 145 頁
第 8 回	取締役解任の正当事由	・広島地判平成 6・11・29 判タ 884 号 230 頁
第 9 回	取締役会決議の瑕疵	・最判昭和 44・3・28 民集 23 巻 3 号 645 頁 ・福岡高那覇支判平成 10・2・24 金商 1039 号 3 頁
第 10 回	代表取締役と取引の安全	・最判平成 6・1・20 民集 48 巻 1 号 1 頁 ・最判昭和 44・12・2 民集 23 巻 12 号 2396 頁
第 11 回	競業取引規制	・東京地判昭和 56・3・26 判時 1015 号 27 頁 ・東京高判平成 16・6・24 判時 1875 号 139 頁
第 12 回	利益相反取引規制	・最大判昭和 43・12・25 民集 22 巻 13 号 3511 頁 ・仙台高決平成 9・7・25 判タ 964 号 256 頁
第 13 回	取締役の報酬	・最判平成 15・2・21 金判 1180 号 29 頁 ・最判平成 4・12・18 民集 46 巻 9 号 3006 頁
第 14 回	取締役の会社に対する責任	・東京地判平成 16・9・28 判時 1886 号 111 頁 ・最判平成 12・7・7 民集 54 巻 6 号 1767 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第 3 版〕』（有斐閣、2016 年）

【参考書】
授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】
ゼミでの発表内容に基づく評価　70 %
授業への貢献度　30 %

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【Outline (in English)】
Case Study on Corporation Law

LAW500A1

商法演習Ⅵ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本演習は、商法演習Ⅴとともに、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】
本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
まず、演習の参加者が判例について発表を行い、その後、担当教員と受講者との間の質問と回答を通した対話的な形式で進めることにする。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任	・最判昭和 21・3・10 民集 63 巻 3 号 361 頁
第 2 回	株主代表訴訟と担保提供	・東京高決平成 7・2・20 判タ 895 号 252 頁
第 3 回	取締役の第三者に対する責任	・福岡高宮崎支判平成 11・5・14 判タ 1026 号 254 頁
第 4 回	登記簿上の取締役の第三者に対する責任	・京都地判平成 4・2・5 判時 1436 号 115 頁
第 5 回	計算書類の虚偽記載と対第三者責任	・東京地判平成 19・11・28 判タ 1283 号 303 頁
第 6 回	重要財産の譲渡と特別決議	・東京地判平成 23・2・28LLI 判例秘書登載
第 7 回	株式買取請求における公正な価格（1）	・最決平成 24・2・29 民集 66 巻 3 号 1784 頁
第 8 回	株式買取請求における公正な価格（2）	・最決平成 23・4・19 民集 65 巻 3 号 1311 頁
第 9 回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成 28・7・1 金判 1497 号 8 頁
第 10 回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成 20・9・12 金判 1301 号 28 頁
第 11 回	合併比率の不公正と合併無効事由	・東京高判平成 2・1・31 資料版商事法務 77 号 193 頁
第 12 回	会社分割と詐害行為取消	・最判平成 24・10・12 民集 66 巻 10 号 3311 頁
第 13 回	会社解散判決	・東京地判平成元・7・18 判時 1349 号 148 頁
第 14 回	著しく不公正な方法による第三者割当増資	・東京高決平成 16・8・4 金判 1201 号 4 頁 ・東京高決平成 26・5・29LLI 判例秘書登載

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第 3 版〕』（有斐閣、2016 年）

【参考書】
授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】
ゼミでの発表内容に基づく評価　70 %
授業への貢献度　30 %

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【Outline (in English)】
Case Study on Corporation Law

LAW600A1

民法論文指導Ⅰ

大澤　彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、随時中間報告を行いながら執筆を行う。

【到達目標】
①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。
②随時、執筆状況と内容を報告し、議論を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行う。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第 3 回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第 4 回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第 5 回	中間報告①	報告・質疑
第 6 回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第 7 回	論文テーマに関する文献調査⑤	報告・議論
第 8 回	論文テーマに関する文献調査⑥	報告・議論
第 9 回	中間報告②	報告・質疑
第 10 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討①	報告・議論
第 11 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討②	報告・議論
第 12 回	再検討を経て執筆のまとめ	報告・議論
第 13 回	中間報告③	報告・質疑
第 14 回	予備	予備

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。
授業時間以外は執筆にあてることが求められる。
本授業の準備・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回に指示する。

【参考書】
論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）
清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点による (100%)。

【学生の意見等からの気づき】
該当無し

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察

＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016 年）所収
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

【Outline (in English)】
In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our maseter's thesis. Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW600A1

民法論文指導Ⅱ

大澤　彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、中間報告・修正を繰り返しながら、論文を完成させる。

【到達目標】
①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。
②随時、執筆状況と内容を報告し、論文内容を修正しながら修士論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行い、修正しながら論文を完成させる。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第 3 回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第 4 回	論文執筆	執筆
第 5 回	中間報告①	報告・質疑
第 6 回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第 7 回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第 8 回	論文執筆	執筆
第 9 回	中間報告②	報告・質疑
第 10 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討	報告・議論
第 11 回	第 1 稿完成・報告	報告・議論
第 12 回	執筆	報告・議論
第 13 回	執筆	報告・質疑
第 14 回	修士論文完成	報告

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。
授業時間以外は執筆にあてることが求められる。
本授業の準備・復習時間は各 120 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
初回に指示する。

【参考書】
論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）
清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点による。

【学生の意見等からの気づき】
該当無し

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016 年）所収
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

【Outline (in English)】
In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our maseter's thesis. Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW600A1

民法論文指導Ⅰ

川村　洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】
①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと
②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること
③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること
④論文を「書く」力を養うこと
⑤法律論文の形式・作法を修得すること

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。
　本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。
　受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の概要の説明 受講生との打ち合わせ
第 2 回	テーマの検討	受講生の希望に照らして、今学期のテーマを検討・決定
第 3 回	資料収集ガイダンス	図書館やオンライン情報のガイダンス
第 4 回	収集資料の検討(1)	テーマに関する資料の報告と議論(1)
第 5 回	収集資料の検討(2)	テーマに関する資料の報告と議論(2)
第 6 回	収集資料の検討(3)	テーマに関する資料の報告と議論(3)
第 7 回	論文テーマの検討(1)	論文テーマの再検討と絞り込み(1)
第 8 回	論文テーマの検討(2)	論文テーマの再検討と絞り込み(2)
第 9 回	論文テーマの検討(3)	論文テーマの再検討と絞り込み(3)
第 10 回	研究計画の予備的検討	研究計画の確認
第 11 回	文献の検討(1)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(1)
第 12 回	文献の検討(2)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(2)
第 13 回	文献の検討(3)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(3)
第 14 回	研究報告と議論	論文の中心論点の発表

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）。
報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。
授業後のレポートの作成。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】
基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【その他の重要事項】
民法論文指導Ⅱと併せて完結する授業になるので、受講生はⅠ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
　①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).
[Learning Objectives]
Upon completion of this course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1

民法論文指導Ⅱ

川村　洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Ⅰに引き続き、民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】
①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと。
②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること。
③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること。
④論文を「書く」力を養うこと。
⑤法律論文の形式・作法を修得すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。
本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	論文構成の検討(1)	論文構成の報告と議論(1)
第 2 回	論文構成の検討(2)	論文構成の報告と議論(2)
第 3 回	論文内容の検討(1)	論文内容に関する報告と議論(1)
第 4 回	論文内容の検討(2)	論文内容に関する報告と議論(2)
第 5 回	論文内容の検討(3)	論文内容に関する報告と議論(3)
第 6 回	論文形式・作法の検討	論文形式・作法の確認と検討
第 7 回	中間報告(1)	論文の執筆状況の中間報告と議論(1)
第 8 回	論文構成の再検討(1)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(1)
第 9 回	論文構成の再検討(2)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(2)
第 10 回	論文内容の検討(4)	論文内容に関する報告と議論(4)
第 11 回	論文内容の検討(5)	論文内容に関する報告と議論(5)
第 12 回	中間報告(2)	論文の執筆状況の中間報告と議論(2)
第 13 回	論文執筆計画書の検討(1)	論文執筆計画書についての議論(1)
第 14 回	論文執筆計画書の検討(2)	論文執筆計画書についての議論(2)

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）。
報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。
授業後のレポートの作成。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】
基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【その他の重要事項】
民法論文指導Ⅰと併せて完結する授業になるので、受講生はⅠ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).
[Learning Objectives]
Upon completion of this course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1

商法論文指導Ⅰ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】
本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第 2 回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第 3 回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第 4 回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第 5 回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第 6 回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第 7 回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第 8 回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第 9 回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第 10 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第 11 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 2	・種類株式間の利害調整のルール
第 12 回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第 13 回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第 14 回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回の授業時に紹介する。

【参考書】
初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞商法（会社法・保険法）
＜研究テーマ＞株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究
＜主要研究業績＞
「論点体系会社法第３巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第２巻」（共著）（山下友信編）　商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）　第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法２〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

【Outline (in English)】
Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

商法論文指導Ⅱ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅰに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】
本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	資金調達	・資金調達の手段に関する比較法検討
第 2 回	募集株式の発行その１	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 3 回	募集株式の発行その２	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 4 回	新株予約権の発行その１	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 5 回	新株予約権の発行その２	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 6 回	企業の組織再編その１	・合併に関する比較法的検討（日米）
第 7 回	企業の組織再編その２	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第 8 回	企業の組織再編その３	・会社分割に関する比較法的検討
第 9 回	企業の組織再編その４	・株式交換・株式移転に関する検討
第 10 回	株式公開買付制度その１	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第 11 回	株式公開買付制度その２	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第 12 回	内部者取引規制その１	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第 13 回	内部者取引規制その２	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第 14 回	内部者取引規制その３	・内部者取引取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回の授業時に紹介する。

【参考書】
初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞商法（会社法・保険法）
＜研究テーマ＞株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究
＜主要研究業績＞
「論点体系会社法第３巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第２巻」（共著）（山下友信編）　商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）　第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法２〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

【Outline (in English)】
Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

商法論文指導Ⅰ

荒谷　裕子

備考（履修条件等）：**隔週開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
修士論文を執筆するために必要な能力・技法を身につけるため、テーマに必要な先行論文、重要判例の分析を行う。また、テーマに関する比較法研究を行い、日本法への示唆を得るべき点等について検討を行う。

【到達目標】
・修士論文を執筆するための基礎的な能力を養う。
・論文のテーマに関する文献・判例のリサーチとその要約・分析を的確にできるようになる。
・比較法研究を行うことによって、日本における規制の課題と方向性について、論文を執筆する上での示唆を得る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・論文のテーマに沿ってリサーチした日本および外国の文献・判例の分析を行ったレポートに基づいて、ディスカッションを行い、論文の構成を組み立てていく。
・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	長期休暇中に与えられた課題の報告と今後の講義の進め方について説明
第 2 回	研究テーマに関する報告(1)	関連文献の報告・議論
第 3 回	研究テーマに関する報告(2)	関連文献の報告・議論
第 4 回	研究テーマに関する報告(3)	関連文献の報告・議論
第 5 回	研究テーマに関する比較法文献のリサーチ	関連文献の報告・議論
第 6 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(1)	関連文献の報告・議論
第 7 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(2)	関連文献の報告・議論
第 8 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(3)	関連文献の報告・議論
第 9 回	中間報告	レポートの報告・議論
第 10 回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(1)	課題の検討と議論
第 11 回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(2)	課題の検討と議論
第 12 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(4)	関連文献の分析報告・議論
第 13 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(5)	関連文献の分析報告・議論
第 14 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(6)	関連文献の分析報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・研究―テーマに関する日本法・外国法の文献・判例を取集し、整理すること。
・報告用のレジュメを毎回作成すること。
・中間報告の作成・議論を踏まえて、修士論文作成の構成を確定する。
・本授業の準備・復習時間は、各 5 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回の講義において指示する。

【参考書】
授業の時に、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
報告のレジュメ (50%)
授業中の報告・ディスカッション（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞会社法、金融商品取引法
＜研究テーマ＞インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス
＜主要研究業績＞
・監査役の監査機能の強化（ジュリスト 1439 号）
・「親子会社法制に潜む課題―会社法改正を見据えて―」月刊監査役 616 号
・風説の流布をめぐる法的問題の考察―不公正取引規制再考のための序説―前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

【Outline (in English)】
【Course outline）】
Research required to write a master's thesis.
【Learning Objectives】
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
【Learning activities outside of classroom】
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 5 hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Report of ongoing research and presentation of draft paper (100%).

LAW600A1

商法論文指導Ⅱ

荒谷　裕子

備考（履修条件等）：**隔週開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
修士論文のテーマに関する判例や論文等を読解することによって、論文のテーマに係る問題点や課題を整理・検討し、修士論文を完成させる。

【到達目標】
・会社法・金融商品取引法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な能力を身につけるとともに、論文の構成の仕方・引用の方法等について習得する。
・決定した修士論文のテーマに基づく判例・先行研究・実務の状況等を検討したうえで、自分の考えをまとめ、修士論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・論文のテーマに関する先行研究・判例等について受講者が報告し、討論を行う。また、受講者が作成した論文の第１次草案・第２次草案・第３次草案について、課題等を検証し、完成論文に向けて内容を収斂させていく。
・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文の第 1 次草案の報告と検討	夏休み中に作成した修士論文の第１次草案の報告を通して、今後の方針について検討をする
第 2 回	報告と検討	論文構成について検討する、
第 3 回	引用文献・判例の報告と検討 1	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第 4 回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第 5 回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第 6 回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第 7 回	修士論文の第 2 次草案の報告と検討	修士論文の第２次草案の報告と課題について議論する。
第 8 回	報告と議論	論文の内容（序論）の報告に基づいて検討する。
第 9 回	報告と議論	論文の内容（前半部分）の報告に基づいて検討する。
第 10 回	報告と議論	論文の内容（後半部分）の報告に基づいて検討する。
第 11 回	修士論文の第 3 次案の報告と検討	修士論文の第 3 次草案の報告と課題について議論する。
第 12 回	報告と議論	論文のドラフトの報告と課題について検討
第 13 回	報告と議論	論文のドラフトと課題について検討
第 14 回	論文の推敲	概ね完成した修士論文を推敲し、修正点や引用文献等を最終チェック、検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞会社法、金融商品取引法
＜研究テーマ＞インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス
＜主要研究業績＞
・監査役の監査機能の強化（ジュリスト 1439 号）
・「親子会社法制に潜む課題―会社法改正を見据えて―」月刊監査役 616 号
・風説の流布をめぐる法的問題の考察―不公正取引規制再考のための序説―前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

【Outline (in English)】
【Course outline）】
Writing of the master's thesis
【Learning Objectives】
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
【Learning activities outside of classroom】
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 5 hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW600A1

商法論文指導Ⅲ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】
本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第 2 回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第 3 回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第 4 回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第 5 回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第 6 回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第 7 回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第 8 回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第 9 回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第 10 回	種類株式と種類株式間の利害調整その１	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第 11 回	種類株式と種類株式間の利害調整その２	・種類株式間の利害調整のルール
第 12 回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第 13 回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第 14 回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回の授業時に紹介する。

【参考書】
初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞商法（会社法・保険法）
＜研究テーマ＞株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究
＜主要研究業績＞
「論点体系会社法第３巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第２巻」（共著）（山下友信編）　商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）　第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法２〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

【Outline (in English)】
Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

商法論文指導Ⅳ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅲに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】
本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	資金調達	・資金調達の手段に関する比較法検討
第 2 回	募集株式の発行その１	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 3 回	募集株式の発行その２	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 4 回	新株予約権の発行その１	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 5 回	新株予約権の発行その２	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 6 回	企業の組織再編その１	・合併に関する比較法的検討（日米）
第 7 回	企業の組織再編その２	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第 8 回	企業の組織再編その３	・会社分割に関する比較法的検討
第 9 回	企業の組織再編その４	・株式交換・株式移転に関する検討
第 10 回	株式公開買付制度その１	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第 11 回	株式公開買付制度その２	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第 12 回	内部者取引規制その１	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第 13 回	内部者取引規制その２	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第 14 回	内部者取引規制その３	・内部者取引取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回の授業時に紹介する。

【参考書】
初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
報告レジュメ (40%) および授業中の議論 (60%) を中心に評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞商法（会社法・保険法）
＜研究テーマ＞株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究
＜主要研究業績＞
「論点体系会社法第３巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第２巻」（共著）（山下友信編）　商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）　第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法２〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

【Outline (in English)】
Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

知的財産法論文指導Ⅲ

武生　昌士

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　リサーチワークである本授業では，知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に，知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や，必要に応じて比較法研究にも取り組むなど，特定テーマについても研究する。

【到達目標】
①特に自身の関心のあるテーマについて，関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。
②上記①で見出した資料の内容・意義を精確に把握することができるようになること。
③上記②を積み重ねた上で，既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・受講生の設定した論文テーマに関連して，教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い，成果を発表してもらう。
・発表について教員が評価を行い，新たな課題を設定する。
・新たな課題について，次回までに追加的な調査や研究を行う。
※授業を対面で行うかオンラインで行うかに関しては，受講生と相談しながら適宜選択することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・冬季休業期間中の課題の進捗状況の確認。 ・新たな課題の提示。
第 2 回	調査研究（1）	・第 1 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 3 回	調査研究（2）	・第 2 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 4 回	調査研究（3）	・第 3 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 5 回	調査研究（4）	・第 4 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 6 回	調査研究（5）	・第 5 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 7 回	調査研究（6）	・第 6 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 8 回	中間まとめ	・第 7 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・これまでの内容の総括。 ・課題の提示。
第 9 回	論文目次案検討	・修士論文の目次案の報告。 ・次回の課題の提示。
第 10 回	目次案確定のための検討（1）	・第 9 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 11 回	目次案確定のための検討（2）	・第 10 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 12 回	目次案確定のための検討（3）	・第 11 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 13 回	目次案確定のための検討（4）	・第 12 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 14 回	全体のまとめ	・第 13 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価。 ・夏季休業期間中の課題の提示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・提示された課題についての調査及び研究。
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とします。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

【参考書】
　論文テーマ及び設定された課題に応じて，適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
　平常点（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞知的財産法
＜研究テーマ＞特許法における先使用（権）の意義等
＜主要研究業績＞「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
— Demonstrate sufficient knowledge and understanding of their theme.
— Master skills for writing a master's thesis.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend at least two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
In-class performance (100%).

LAW600A1

知的財産法論文指導Ⅳ

武生　昌士

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワークである本授業では，知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に，知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や，必要に応じて比較法研究にも取り組むなど，特定テーマについても研究する。

【到達目標】
①特に自身の関心のあるテーマについて，関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。
②上記①で見出した資料の内容・意義を精確に把握することができるようになること。
③上記②を積み重ねた上で，既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。
④修士論文を完成させ提出すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・受講生の設定した論文テーマに関連して，教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い，成果を発表してもらう。
・発表について教員が評価を行い，新たな課題を設定する。
・新たな課題について，次回までに追加的な調査や研究を行う。
※授業を対面で行うかオンラインで行うかに関しては，受講生と相談しながら適宜選択することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・夏季休業期間中の課題の進捗状況の確認。 ・追加調査又は執筆の指示。
第 2 回	追加調査・執筆（1）	・第 1 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 3 回	追加調査・執筆（2）	・第 2 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 4 回	追加調査・執筆（3）	・第 3 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 5 回	追加調査・執筆（4）	・第 4 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 6 回	追加調査・執筆（5）	・第 5 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 7 回	追加調査・執筆（6）	・第 6 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 8 回	中間まとめ	・第 7 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・これまでの内容の総括。 ・課題の提示。
第 9 回	最終執筆（1）	・修士論文の執筆状況の報告。 ・次回への指示。
第 10 回	最終執筆（2）	・修士論文の執筆状況の報告。 ・次回への指示。
第 11 回	最終執筆（3）	・修士論文の執筆状況の報告。 ・次回への指示。
第 12 回	最終執筆（4）	・修士論文の執筆状況の報告。 ・次回への指示。
第 13 回	推敲（1）	・論文の内容の推敲・最終確認。
第 14 回	推敲（2）・質疑応答	・論文の内容の推敲・最終確認。 ・残された課題等についてのディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・提示された課題についての調査及び研究。
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

【参考書】
論文テーマ及び設定された課題に応じて，適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞知的財産法
＜研究テーマ＞特許法における先使用（権）の意義等
＜主要研究業績＞「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
— Demonstrate sufficient knowledge and understanding of their theme.
— Master skills for writing a master's thesis.
— Finish writing a master's thesis.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend at least two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
In-class performance (100%).

LAW500A1

労働法演習Ⅰ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の院生を対象に、労働法の基本書を題材として、労働法上の各トピックについて文献研究を行うことを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、労働法の基本的な考え方を学ぶとともに、現代的諸課題への対応について検討する。

【到達目標】
・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・労働法の各トピックごとに毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理を行う。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	労働法文献研究（1）	労働者性について
第 3 回	労働法文献研究（2）	採用内定・試用について
第 4 回	労働法文献研究（3）	配転・出向について
第 5 回	労働法文献研究（3）	就業規則について
第 6 回	労働法文献研究（4）	労働協約について
第 7 回	労働法文献研究（5）	懲戒について
第 8 回	労働法文献研究（6）	解雇について
第 9 回	労働法文献研究（7）	雇止めについて
第 10 回	労働法文献研究（8）	賃金について
第 11 回	労働法文献研究（9）	労働時間規制について
第 12 回	労働法文献研究（１０）	雇用平等について
第 13 回	労働法文献研究（１１）	非正規労働者について
第 14 回	労働法文献研究（1）	不当労働行為について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
1. 西谷敏『労働法【第 3 版】』（日本評論社、2020 年）

【参考書】
授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.
− B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. In class contribution: 20%
− b. Quality of student's reports: 80%

LAW500A1

労働法演習Ⅱ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】
・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2～3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 9 回	判例研究（8）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 10 回	判例研究（9）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 11 回	判例研究（10）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 12 回	判例研究（11）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 13 回	判例研究（12）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 14 回	判例研究（13）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
－ A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.
－ B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
－ a. In class contribution: 20%
－ b. Quality of student's reports: 80%

LAW500A1

社会保障法演習Ⅰ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保障法総論と公的扶助・福祉関係法を学びたい修士課程・博士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】
・最新の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）をめぐる最近の法的問題について、この 2～3 年の間に出された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
・社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）のテーマ研究では、生活保護法や介護保険法、障害者差別解消法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の政策的課題を研究する。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 9 回	特定テーマ研究（1）	憲法 25 条の解釈問題について研究する。
第 10 回	特定テーマ研究（2）	あるべき生活保護制度について研究する。
第 11 回	特定テーマ研究（3）	障害者差別の是正（障害者福祉の向上）について研究する。
第 12 回	特定テーマ研究（4）	受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。
第 13 回	特定テーマ研究（5）	受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。
第 14 回	特定テーマ研究（6）	受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
1. 菊池馨実『社会保障法【第 2 版】』（有斐閣、2018 年）
2. 社会保障判例百選〔第５版〕（有斐閣、2016 年）

【参考書】
授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
－ A. Accurate understanding of the main problems of the latest social security law (general remarks on social security law, public assistance / welfare-related law), problem-seeking, application of theory, problem-solving ability, and future master's thesis and doctoral dissertation You can learn how to set a theme and the methods and techniques necessary for writing a dissertation on a specific theme.
－ B.Students who participated in this class will understand the basic theory of social security law (general remarks on social security law, public assistance / welfare-related law) and acquire the ability to apply it to the social security law (general remarks on social security law, etc.). The ability to think flexibly and logically and clearly express one's own thoughts on various issues related to public assistance and welfare (Public Assistance and Welfare Law) will be cultivated.
3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
－ a. In class contribution: 20%
－ b. Quality of student's reports: 80%

LAW500A1

社会保障法演習Ⅱ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保険法（医療関係法、年金法、労災保険法、雇用保険法）を学びたい修士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保険法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】
・最新の社会保障法（社会保険法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保険法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保険法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・社会保障法（社会保険法）をめぐる最近の法的問題について、この 5～6 年の間に出された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
・社会保障法（社会保険法）のテーマ研究では、健康保険法や年金保険法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保険法）の政策的課題を研究する。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	社会保険法（健康保険の被保険者資格）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	社会保険法（事業主の届出懈怠）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	社会保険法（混合診療）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	社会保険法（学生無年金）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	社会保険法（受給権）に関する裁判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保険法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	災害補償法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	雇用保険法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回	特定テーマ研究（1）	健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第 10 回	特定テーマ研究（2）	国民健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第 11 回	特定テーマ研究（3）	年金法の法解釈・立法政策について研究する。
第 12 回	特定テーマ研究（4）	受講生が設定した社会保障法（社会保険法）に関するテーマについて議論する。
第 13 回	特定テーマ研究（5）	受講生が設定した社会保障法（災害補償法）に関するテーマについて議論する。
第 14 回	特定テーマ研究（6）	受講生が設定した社会保障法（雇用保険法）に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
1. 菊池馨実『社会保障法【第 2 版】』（有斐閣、2018 年）
2. 社会保障判例百選〔第５版〕（有斐閣、2016 年）

【参考書】
授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
配分： 議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準： 欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. For accurate understanding and problem-seeking of the latest social security law (social insurance law), application of theory and problem-solving ability, how to set the theme of future master's thesis and writing a dissertation on a specific theme You can acquire the necessary methods and techniques.
− B. Students who participated in this class will be able to flexibly and logically discuss various issues related to the Social Security Law (Social Insurance Law) by learning the basic theory of the Social Security Law (Social Insurance Law) and the ability to apply it. The ability to think and express one's thoughts clearly is cultivated.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. In class contribution: 20%
− b. Quality of student's reports: 80%

LAW600A1

労働法論文指導Ⅰ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】
最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。
この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 2 回	研究発表（1）	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。 ・当面の研究内容に関する確認。
第 3 回	研究発表（2）	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1 回目）。
第 4 回	研究発表（3）	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2 回目）。
第 5 回	研究発表（4）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 6 回	研究発表（5）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 7 回	研究発表（6）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表（7）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表（8）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表（9）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第 11 回	研究発表（１０）	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第 12 回	研究発表（１１）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 13 回	研究発表（１２）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第 14 回	研究発表（１３）	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・設定した修士論文課題についての調査、研究
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】
1．報告の内容（50 %）
2．担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論ー労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性ー」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
− B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. Quality of student reports: 50%
− b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1

労働法論文指導Ⅱ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】
最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。
この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第 2 回	研究発表（1）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 3 回	研究発表（2）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 4 回	研究発表（3）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 5 回	研究発表（4）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 6 回	研究発表（5）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第 7 回	研究発表（6）	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表（7）	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表（8）	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表（9）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第 11 回	研究発表（１０）	・執筆した部分の評価（1 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 12 回	研究発表（１１）	・執筆した部分の評価（2 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 13 回	研究発表（１２）	・執筆した部分の評価（3 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 14 回	研究発表（１３）	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・設定した修士論文課題についての調査、研究
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】
1．報告の内容（50 %）
2．担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論ー労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性ー」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺: 労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
− B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. Quality of student reports: 50%
− b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW500A1

基礎法特殊研究Ⅰ

小山田　朋子

備考（履修条件等）：**修士「英米法特殊講義Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて，受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方や読み方を身に付け、博士論文執筆に活かすこと。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
今年度は、オンラインでの開講となります。日程やＺＯＯＭのＵＲＬ等は、4 月 5 日（月）までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。
英米法に関する基礎的な文献を取り上げ，受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て，報告を行ってもらった後，全員で討論を行うという形式で進めます。
なお，受講生の研究テーマとの関連により，以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。
授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	英米法の調べ方	英米法の法律・判例・論文の調べ方
第 3 回	連邦制	連邦制とは何か？ アメリカ法にどのような影響があるか？
第 4 回	判例法主義	判例法主義の意義
第 5 回	違憲立法審査制	違憲立法審査制につきわが国との比較
第 6 回	陪審制（選任）	陪審の選任手続き
第 7 回	陪審制（評議）	陪審による評議のあり方
第 8 回	アメリカ契約法（契約の成立と効果）	契約の成立と効果についての判例とリステイトメント
第 9 回	アメリカ契約法（約因法理と契約を破る自由）	約因法理と契約を破る自由についての判例、リステイトメント
第 10 回	アメリカ信託法（信託の成立と効果）	信託の成立と効果についての判例、リステイトメント
第 11 回	アメリカ信託法（受託者の責任；注意義務と忠実義務）	受託者の責任；注意義務と忠実義務についての判例、リステイメント
第 12 回	アメリカ憲法史（建国と憲法制定）	建国と憲法制定の歴史的経緯
第 13 回	アメリカ憲法史（違憲立法審査制の確立）	違憲立法審査制を確立した判例
第 14 回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。
英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣)
その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
課題の提出及び授業内でのデスカッションを評価対象とします（１００%）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞英米法、医事法
＜研究テーマ＞現代アメリカ法、医事法
＜主要研究業績＞
『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント―一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1，2 号

【Outline (in English)】
In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.
At the end of the course, students are expected to acquire basic knowledge of American law and to understand how to search legal materials and to prepare for their doctor thesis.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend two hours to prepare and understand the course content.
Final grade will be calculated according to preparation and in-class presentation and　contribution (100 %).

LAW500A1

基礎法特殊研究Ⅱ

小山田　朋子

備考（履修条件等）：**修士「英米法特殊講義Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて，英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】
受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方や読み方を身に付け、博士論文執筆に活かすこと。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
今年度は、オンラインでの開講となります。日程やＺＯＯＭのＵＲＬ等は、9 月 15 日までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。
英米法に関する基礎的な文献を取り上げ，受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て，報告を行ってもらった後，全員で討論を行うという形式で進めます。
なお，受講生の研究テーマとの関連により，以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。
授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	アメリカ憲法史（奴隷制と南北戦争）	奴隷制と南北戦争の関係
第 3 回	アメリカ憲法史（ロックナ時代とニューディール政策）	ロックナ判決とその後の判例の展開
第 4 回	表現の自由	表現の自由の判例
第 5 回	信教の自由	信教の自由の判例
第 6 回	実体的デユープロセス（ロックナ判決と第１４修正）	第 14 修正の憲法史における意義
第 7 回	実体的デユープロセス（中絶の権利と同性婚）	中絶の権利と同性婚の判例
第 8 回	人種等と平等の問題（奴隷制と南北戦争後の憲法修正）	奴隷制と南北戦争後の憲法修正とその後の判例
第 9 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの初期の判例）	アファーマティブ・アクションの初期の判例
第 10 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの現状）	アファーマティブ・アクションの現状と近年の判例
第 11 回	人種等と平等の問題（性差と平等）	性差と平等をめぐる判例
第 12 回	懲罰的損害賠償	懲罰的損害賠償の概要と判例
第 13 回	製造物責任	製造物責任の歴史的変遷と判例
第 14 回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。
英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣)
その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
課題の提出及び授業内でのデスカッションを評価対象とします（１００%）。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞英米法、医事法
＜研究テーマ＞現代アメリカ法、医事法
＜主要研究業績＞
『医学と利益相反』（弘文堂 2007）
「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント―一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1，2 号

【Outline (in English)】
In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.
At the end of the course, students are expected to acquire basic knowledge of American law and to understand how to search legal materials and to prepare for their doctor thesis.
Before and after each class meeting, students will be expected to spend two hours to prepare and understand the course content.
Final grade will be calculated according to preparation and in-class presentation and　contribution (100 %).

LAW500A1

公法特殊研究Ⅰ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**修士「行政法特殊講義Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。
　この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】
①行政法の基本的な法理論を批判する視点を身につける。
②行政法に関する文献（教科書）を、行政法の体系の観点から評価する視点を身につける。
③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を解決する方策を見出すことができるように、そのための基礎的素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。
　少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。
　新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	行政法とは何か
		行政の概念
第 2 回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念
		法律の留保
第 3 回	行政裁量	行政処分における裁量
		純粋法学の視点
		判断過程の統制
第 4 回	適正手続	行政処分の事前手続
		参加と協働
第 5 回	行政処分	概念・種別
		公定力・無効
第 6 回	行政指導	概念・種別
		理念と現実
第 7 回	行政救済総論	行政訴訟の類型
		取消訴訟の基本構造
第 8 回	取消訴訟（1）	処分性の定式・概念要素
		処分性拡大論
第 9 回	取消訴訟（2）	原告適格
		訴えの利益
第 10 回	国家補償（1）	国家賠償法 1 条の基本構造
		職務義務違反説
第 11 回	国家補償（2）	営造物責任
		被用者負担
		民法との関係
第 12 回	国家補償（3）	損失補償
		結果責任
第 13 回	客観訴訟（1）	権利保護と行政統制
		機関訴訟
第 14 回	客観訴訟（2）	住民訴訟

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法 Ⅲ 行政組織法［第 5 版］』（2021 年、有斐閣）

【参考書】
宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）
いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応 じて指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。評価は、博士後期課程の大学院生に相応しい学識のうえに批判的な視点から行政法学説を考察する能力を身につけることができたかの観点から行う。独自の視点を有しているかどうかを、重視する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法
＜主要研究業績＞
①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、
③『コンメンタール行政法Ⅱ　行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline (in English)】
In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is “GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW 3” written by Hiroshi SHIONO. However we don’t have enough time. So, in this course, we pick up ‘General Principle of Administrative Law’, ‘Administrative Discretion’, ‘Administrative Disposition’, ‘Administrative Guidance’, ‘Action for Revocation of Administrative Disposition’, ‘State Redress’, ‘Just Compensation’, and ‘Objective Litigation’(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following; In class contribution: 100%.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅱ

濱西　隆男

備考（履修条件等）：**修士「行政法特殊講義Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。
なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】
①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
一般的な演習形式による。
フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	打合せ
第 2 回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第 3 回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第 4 回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第 5 回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読な読解
第 6 回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第 7 回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査
第 8 回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第 9 回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第 10 回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第 11 回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読 (その１) - 論文の構造・展開の把握
第 12 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読 (その２) - 論文の細部の精査 (前半)
第 13 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献読解 (その３) - 論文の細部の精査 (後半)
第 14 回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。
受講者は、予習・復習を含め、一回当たり４時間の学習を行うものとする。

【テキスト（教科書）】
高橋滋『行政法〔第２版〕』（弘文堂、２０１８年）

【参考書】
宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
平常点（１００％）

【学生の意見等からの気づき】
論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞行政法、地方自治法
＜研究テーマ＞
①行為形式論、②行政手続法、③行政不服審査法、④行政代執行法、⑤公務員法
＜主要研究業績＞
（単著）
1.「行政処分の職権取消しについて－比較衡量に際しての重要な指標に基づく判断枠丸組みの構築に向けて」尚美学園大学総合政策研究紀要 32 号（2018 年 9 月）
2.「行政法の実効性確保法制の整備に向けて」行政法研究 35 号（信山社、2020 年 8 月）
（共著）
1.『条解行政情報関連三法』（弘文堂、2011 年）
2.『条解行政不服審査法 (第２版)』（弘文堂、2020 年）

【Outline (in English)】
This seminar is for students at first grade of doctoral course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court. At the end of the seminar, students are expected to acquire the analytical ability of themes and cases in the field of administrative law. Before and after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the seminar content. Grading will be decided based on the quality of the students' performance in the class meetings.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅰ

森田　章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】
１．外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
２．取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。
授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。
対面授業に加えて、オンラインでの開講を予定している。それにともなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。
課題等に対するフィードバックは、授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献につ
第 2 回	慣習国際法	法源論をめぐる近時の理論的問題・国家実行を検討する。
第 3 回	条約法の諸問題 1	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第 4 回	条約法の諸問題 2	条約法の他の諸問題について検討する。
第 5 回	国家管轄権 1	管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検討する。
第 6 回	国家管轄権 2	管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行について検討する。
第 7 回	国際責任 1	国家責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第 8 回	国際責任 2	国家責任法の諸問題について、国際判例を検討する。
第 9 回	国際責任 3	国家責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第 10 回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第 11 回	武力行使規制	武力行使禁止原則と自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。
第 12 回	国際安全保障	国際安全保障の最新動向について検討する。
第 13 回	国際刑事法	国際刑事法の最新動向について検討する。
第 14 回	まとめ	全体のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
＊授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】
授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】
事前レジュメの提出 (30%)
要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】
前年度開講がないため、ありません。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
国際法
＜研究テーマ＞
国際コントロール、海洋法、国家管轄権
＜主要研究業績＞①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第 2 版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能　内田久司先生追悼論集』（信山社、2018 年）

【Outline (in English)】
Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.
Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
Short reports and their presentation: 60%
In class contribution: 40%

LAW500A1

公法特殊研究Ⅱ

森田　章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。
今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】
1．外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2．取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。
授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。
対面とオンラインでの開講を予定している。それにともなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。
課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第 2 回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 3 回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行をを検討する。
第 4 回	無害でない通航	無害でない通航についての執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 5 回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 6 回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 7 回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 8 回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 9 回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 10 回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 11 回	旗国主義の例外：その他の事由	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 12 回	海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 13 回	紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 14 回	まとめ	近時の国家実行・学説動向のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
＊授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】
授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】
事前レジュメの提出 (30%)
要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】
予習の深さが、得られるものの大きさに繋がります。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
国際法
＜研究テーマ＞
国際コントロール、海洋法、国家管轄権
＜主要研究業績＞①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第 2 版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能　内田久司先生追悼論集』（信山社、2018 年）

【Outline (in English)】
Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.
Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
Short reports and their presentation: 60%
In class contribution: 40%

LAW500A1

公法特殊研究Ⅲ

建石　真公子

備考（履修条件等）：**修士「憲法特殊講義Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である公法特殊研究 III では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。
講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

【到達目標】
現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別などーに関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
予め提示した資料 (文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し，内容及び課題について報告する。
提示された課題について、参加者でディスカッションする。
次回授業までに、授業内容に関する意見をリアクションペーパーに用意する。
なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究会参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。
報告内容や提出されたリアクションペーパーに関して、課題や評価する点などは口頭で、場合によっては文章によって指摘する。質問は、授業意中、またメールでいつでも連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第 2 回	違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第 3 回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第 4 回	違憲審査制の制度について，ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第 5 回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第 6 回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第 7 回	違憲審査制について、アメリカの制度に付いて学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第 8 回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第 9 回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第 10 回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに，議論を深める
第 11 回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第 12 回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する

第 13 回	違憲審査制と国民主権の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第 14 回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業の準備学習として、予め周知または配付している文献資料を読み、理解する。さらに、疑問点がある場合や資料中に他の文献のン用梱ある場合には、それらにもできるだけ目を通し理解を深めておく。
復習としては、授業での論点や争点について理解を深めておく。
本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
適宜紹介する。

【参考書】
適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
議論への参加： 50 %。
授業での報告： 50 %。

【学生の意見等からの気づき】
2019 年度の意見はまだ頂いておりません。

【学生が準備すべき機器他】
特にありません。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法学、国際人権法学
＜研究テーマ＞
人権の裁判的保障
生命倫理と人権
＜主要研究業績＞建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. · Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。 フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the garantie of the Constitution and the protection of Human rights.Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.
We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.
< Learning Objectives >
The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.You will develop an understanding of the issues raised by contemporary constitutional law and by the Japanese Constitution - constitutional reform, pacifism, parliamentary democracy, discrimination, etc. - and the ability to think for yourself about the solutions.
< Learning activities outside of classroom >
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
< Grading Criteria/Policy >
Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅳ

建石　真公子

備考（履修条件等）：**修士「憲法特殊講義Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
コースワーク科目である公法法特殊研究 IV では、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。
授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

【到達目標】
人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。
担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知る。そのうえで、自分の考えをリアクションペーパーにまとめて次回の講義で提出。
ディスカッションを反映させつつ学生が自分の考えをまとめたリアクションペーパーについてのフィードバックとしては、提出後に、そのペーパーにもとづいて改めてディスカッションを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第 2 回	生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	ハンセン病判決を素材に憲法 13 条「個人の尊重」の解釈
第 3 回	憲法 13 条と個人の尊重	ハンセン病判決に関する判例評釈の検討
第 4 回	憲法 13 条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討ー肖像権ー
第 5 回	憲法 13 条と人格権（２）	人格権に関する判決、学説の検討− 氏名権，夫婦別姓−
第 6 回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権かー 日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第 7 回	性的指向は人格権かー 日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第 8 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（３）	プライヴァシーの権利− 生殖補助医療へのアクセス
第 9 回	他者の権利と人格権（１）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第 10 回	他者の権利と人格権（２）	代理懐胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第 11 回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第 12 回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第 13 回	人格権としての中絶	イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第 14 回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習としては、指定された資料を読み、疑問点等を明確にする。復習としては、授業での議論や争点を確認し、他の文献等も読み理解を深める。本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
適宜配布、紹介

【参考書】
適宜配布、紹介

【成績評価の方法と基準】
議論への参加： 50 %
報告： 50 %

【学生の意見等からの気づき】
ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
憲法学、国際人権法学
＜研究テーマ＞
人権の裁判的保障
国際人権保障
生命倫理に関わる人権保障
＜主要研究業績＞
・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. · Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。 フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
In the Constitutional Special Lecture II, as an example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to the right to autonomy, self-determination and integrity.
We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.
< Learning Objectives >
The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.
We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the garantie of the Constitution and the protection of Human rights.Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.
Also, the lecture aim to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.You will develop an understanding of the issues raised by contemporary constitutional law and by the Japanese Constitution - constitutional reform, pacifism, parliamentary democracy, discrimination, etc. - and the ability to think for yourself about the solutions.
< Learning activities outside of classroom >
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
< Grading Criteria/Policy >
Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class.

LAW500A1

民事法特殊研究 I

川村　洋子

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義 V」と合同」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。 I では日本語文献・日本の判例をとりあげる。

【到達目標】
①先行研究の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎を深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
②民法判例を体系的かつ判例史的に位置づけ、その意義、射程、限界を読み解くことにより、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第 2 回	民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その 1
第 3 回	民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その 2
第 4 回	文献読解(1)	古典的文献の購読（報告）と議論その 1
第 5 回	文献読解(2)	古典的文献の購読（報告）と議論その 2
第 6 回	文献読解(3)	古典的文献の購読（報告）と議論その 3
第 7 回	文献読解(4)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その 1
第 8 回	文献読解(5)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その 2
第 9 回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた判例の収集・選定
第 10 回	判例研究(2)	事案の整理と判決文の読解
第 11 回	判例研究(3)	民法体系並びに判例史に照らした判例の精査
第 12 回	判例研究(4)	判例の射程並びに限界の検討
第 13 回	判例研究(5)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その 1
第 14 回	判例研究(6)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その 2

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉民法
〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団 (財団) 法人法逐条解説（上)』(2020 年)
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履

行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.
[Learning Objectives]
Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義Ⅵ」と合同」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Ⅱでは外国語文献・外国の判例をとりあげ、比較法研究を行う。

【到達目標】
①外国法の文献と判例の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎をより深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
②比較法研究の方法を身につけ、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第 2 回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その 1
第 3 回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その 2
第 4 回	文献読解(1)	外国法文献の購読（報告）と議論その 1
第 5 回	文献読解(2)	外国法文献の購読（報告）と議論その 2
第 6 回	文献読解(3)	外国法文献の購読（報告）と議論その 3
第 7 回	文献読解(4)	外国法文献の購読（報告）と議論その 4
第 8 回	文献読解(5)	外国法文献の購読（報告）と議論その 5
第 9 回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた外国法判例の収集・選定
第 10 回	判例研究(2)	外国法判例の事案の整理と判決文の読解
第 11 回	判例研究(3)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 1
第 12 回	判例研究(4)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 2
第 13 回	判例研究(5)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 3
第 14 回	判例研究(6)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 4

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。
授業内で指示された課題への取り組み。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉民法
〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞

①共編著『一般社団 (財団) 法人法逐条解説（上)』(2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（１)」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３)」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.
[Learning Objectives]
Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅰ

新堂　明子

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義Ⅲ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか)】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（１）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（２）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（３）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（１）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（４）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（５）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（６）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（２）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（７）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（８）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（９）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（１０）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（１１）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等)】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書)】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失
＜主要研究業績＞
①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法 (13) 債権 (4)〔補訂版〕』691～792 頁（2006 年）
②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660 号 2～25 頁（2012 年）
③同「契約と過失不法行為責任の衝突――建物の瑕疵により経済的損失 (補修費用額) が生じる例をめぐって」北法 61 巻 6 号 2270～2249 頁（2011 年）
④同「契約と過失不法行為責任の衝突――建物の瑕疵により経済的損失 (補修費用額) が生じる例をめぐって」ＮＢＬ 936 号 17～28 頁（2010 年）
⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」 北大法学論集 60 巻 6 号 1752～1725 頁（2010 年）
同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任――最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」 ＮＢＬ 890 号 53～63 頁（2008 年）

【Outline (in English)】
【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar
【Learning Objectives】
understanding texts about the Japanese civil law
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

新堂　明子

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義Ⅳ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】
出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（１０）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（１１）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】
出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失
＜主要研究業績＞
①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法 (13) 債権 (4)〔補訂版〕』691～792 頁（2006 年）
②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660 号 2～25 頁（2012 年）
③同「契約と過失不法行為責任の衝突――建物の瑕疵により経済的損失 (補修費用額) が生じる例をめぐって」北法 61 巻 6 号 2270～2249 頁（2011 年）
④同「契約と過失不法行為責任の衝突――建物の瑕疵により経済的損失 (補修費用額) が生じる例をめぐって」ＮＢＬ 936 号 17～28 頁（2010 年）
⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」 北大法学論集 60 巻 6 号 1752～1725 頁（2010 年）
同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任――最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」 ＮＢＬ 890 号 53～63 頁（2008 年）

【Outline (in English)】
【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar
【Learning Objectives】
understanding texts about the Japanese civil law
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅰ

潘　阿憲

備考（履修条件等）：**修士「商法特殊講義Ⅰ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて，比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】
本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その１	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その２	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その３	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その４	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その５	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その１	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その２	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その３	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その４	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回授業時に指示する

【参考書】
初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline (in English)】
Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

潘　阿憲

備考（履修条件等）：**修士「商法特殊講義Ⅱ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて，比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】
本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして，当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	外国法の検討その 1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 2 回	外国法の検討その 2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 3 回	外国法の検討その 3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 4 回	外国法の検討その 4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 5 回	外国法の検討その 5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 6 回	外国法の検討その 6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 7 回	外国法の検討その 7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 8 回	外国法の検討その 8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 9 回	外国法の検討その 9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 10 回	外国法の検討その 10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 11 回	外国法の検討その 11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 12 回	外国法の検討その 12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 13 回	外国法の検討その 13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 14 回	外国法の検討その 14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
初回授業時に指示する

【参考書】
初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %，発言が 40 %の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【担当教員の専門分野等】
〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline (in English)】
Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅲ

大澤　彩

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義Ⅴ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目はコースワーク科目である。
①日本の債権法の重要論点をピックアップし、学説・判例を分析する。
②フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
③比較法研究の方法を身につけることを目的とする。

【到達目標】
本講義では、日本の債権法の重要論点をピックアップして学説・判例を分析するとともに、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。
これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。
毎回の講義では、日本法の分析だけではなく、フランス語の翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	報告・翻訳担当箇所の決定など
第 2 回	契約総論	翻訳の報告・議論
第 3 回	契約の成立①	翻訳の報告・議論
第 4 回	契約の成立②	翻訳の報告・議論報
第 5 回	契約の成立③	翻訳の報告・議論
第 6 回	契約の内容①	翻訳の報告・議論
第 7 回	契約の内容②	翻訳の報告・議論
第 8 回	契約の内容③	翻訳の報告・議論
第 9 回	契約の内容④	翻訳の報告・議論
第 10 回	契約の効果	翻訳の報告・議論
第 11 回	売買①	翻訳の報告・議論
第 12 回	売買②	翻訳の報告・議論
第 13 回	売買③	翻訳の報告・議論
第 14 回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
開講時に指示する。

【参考書】
フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。
【債務法】
L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2020
B.Fages, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2021
A.Benabent, Droit des obligations, 19eed, LGDJ, 2021
P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 16eed, LexisNexis, 2021
M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 6eed, P.U.F., 2021
F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2eed, Dalloz, 2018
【契約各論（一部総論も含む）】
L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11eed, LGDJ, 2020
J.Raynaud et J.-B Seube, Droit des contrats spéciaux, 10eed, LexisNexis, 2019
François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11eed, Dalloz, 2019
D.Houtcieff, Droit des contrats, 6eed, Bruylant, 2021
Alain Benabent, Droit des contrats speciaux civils et commerciaux, 14eed, Precis Domat, L.G.D.J., 2021

【成績評価の方法と基準】
平常点（出席、報告、議論への参加）100 %

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメの〆切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし。

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
拙稿「消費法」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）231 頁以下
拙稿「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」NBL1199 号（2021 年）32 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.
Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅳ

大澤　彩

備考（履修条件等）：**修士「民法特殊講義Ⅵ」と合同**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目はコースワーク科目である。
①日本の債権法の重要論点をピックアップし、学説・判例を分析する。
②フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
③比較法研究の方法を身につけることを目的とする。

【到達目標】
本講義では、日本の債権法の重要論点をピックアップして学説・判例を分析するとともに、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。
これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】
毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。
毎回の講義では、日本法の分析だけではなく、フランス語の翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	報告・翻訳担当箇所の決定など
第 2 回	債務不履行①	翻訳の報告・議論
第 3 回	債務不履行②	翻訳の報告・議論
第 4 回	債務不履行③	翻訳の報告・議論報
第 5 回	賃貸借①	翻訳の報告・議論
第 6 回	賃貸借②	翻訳の報告・議論
第 7 回	賃貸借③	翻訳の報告・議論
第 8 回	請負①	翻訳の報告・議論
第 9 回	請負②	翻訳の報告・議論
第 10 回	請負③	翻訳の報告・議論
第 11 回	委任①	翻訳の報告・議論
第 12 回	委任②	翻訳の報告・議論
第 13 回	委任③	翻訳の報告・議論
第 14 回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
開講時に指示する。

【参考書】
フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。
【債務法】
L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2020
B.Fages, Droit des obligations, 11eed, LGDJ, 2021
A.Benabent, Droit des obligations, 19eed, LGDJ, 2021
P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 16eed, LexisNexis, 2021
M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 6eed, P.U.F., 2021
F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2eed, Dalloz, 2018
【契約各論（一部総論も含む）】
L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11eed, LGDJ, 2020
J.Raynaud et J.-B Seube, Droit des contrats spéciaux, 10eed, LexisNexis, 2019
François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11eed, Dalloz, 2019
D.Houtcieff, Droit des contrats, 6eed, Bruylant, 2021
Alain Benabent, Droit des contrats speciaux civils et commerciaux, 14eed, Precis Domat, L.G.D.J., 2021

【成績評価の方法と基準】
平常点（出席、報告、議論への参加）100%

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメの〆切を厳守した否かを考慮に入れる。
担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし。

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
拙稿「消費法」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）231 頁以下
拙稿「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」NBL1199 号（2021 年）32 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.
Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW700A1

憲法特研演習Ⅴ

建石　真公子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
博士課程 3 年以上は、春学期では研究テーマの先行業績をできるだけ読み、論点を明らかにする。
そのうえで、解明すべき独自の課題（仮説でも可）を発見することに務める。並行して、研究テーマに関する新しい指摘や発見などを提示する業績にも留意する。
春学期中に、解明すべき「独自の」課題や視点の確立し、考察方法，必要資料を準備する事が望ましい。夏期休暇後には論文の提出となる。

【到達目標】
憲法学の基礎理論を理解し、決定した博士論文のテーマについて，先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の仮説を基に考察結果を引きだしたうえで、自分なりの結論を明らかにし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。
報告内容や論文等については、課題に沿って評価できる点、問題点等を口頭、場合によっては文章で指摘する。授業に関する質問は、授業中でも、またメールでもいつでも連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第 2 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第 3 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する 電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第 4 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第 5 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第 6 回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第 7 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第 8 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第 9 回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第 10 回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第 11 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第 12 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第 13 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第 14 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。
あるいは、独自に準備した研究テーマに関わるレジュメを準備する。
授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

【テキスト（教科書）】
適宜，論文や書籍等を配布または紹介する。

【参考書】
適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

【成績評価の方法と基準】
ディスカッションへの参加（50%）。

レポート提出 (50%)。

【学生の意見等からの気づき】
学生独自に準備する研究テーマに関するレジュメの報告に関しては、授業の間隔を柔軟に配慮する。

【学生が準備すべき機器他】
なし。

【その他の重要事項】
自分で考え、問題の本質について独自の視点や問題点を追及する。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法、国際人権法
＜研究テーマ＞
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
＜主要研究業績＞
・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(21)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2022 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』 ―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論− ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程− 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度　日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条 約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。
・建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
In the spring semester, students in the third year of the doctoral course and above should read as much as possible of the previous works on the research topic to clarify the issues.Read as much as possible of the previous works on the research topic to clarify the issues, and then try to find an original issue (even a hypothesis) to be clarified.
At the same time, pay attention to the works that present new points and discoveries on the research theme.
< Learning Objectives >
During the spring semester, it is desirable to establish the "original" issues and perspectives to be clarified, and to prepare the methods and necessary materials for consideration. The paper will be submitted after the summer vacation.
< Learning activities outside of classroom >
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
< Grading Criteria/Policy >
Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class (100%).

LAW700A1

憲法特研演習Ⅵ

建石　真公子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
博士課程１～２年は、博士論文の法的な枠組みを理解し、研究テーマの憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。
最終年度（博士課程３年以上）の場合は、研究テーマの目的、研究方法、憲法上の論点の考察、結論の順で書き進める。

【到達目標】
憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した博士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。
論文で学んだことを論点を明らかにした上でレポートで提出する。
状況を勘案し、学生の希望も聞きつつ、オンライン、対面授業を適宜実施する。
フィードバックとしては、メールによる質問に対しては迅速に対応する。執筆中の原稿の場合は、適宜，修正やアドバイスを行い返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第 2 回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第 3 回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第 4 回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第 5 回	人権の保障方法について理解する－裁判の種類	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第 6 回	人権の保障方法について理解する―違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第 7 回	人権の保障方法について理解する―行政裁量	行政裁量と違憲審査
第 8 回	人権の保障方法について理解する－立法裁量	立法裁量と違憲審査
第 9 回	人権の保障方法について理解する。違憲訴訟の現状	違憲審査制の現状と限界
第 10 回	人権の保障方法について理解する。人権条約による保障	人権条約による人権保障の構造を理解する
第 11 回	人権の保障方法について理解する－人権条約の適用	人権条約の適用の課題を理解する
第 12 回	人権の主体ー子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―子どもについて
第 13 回	人権の主体ー子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―子どもの貧困
第 14 回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する―外国人の人権

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。
授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。
本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

【参考書】
適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
授業への参加（50%)
レポートの提出（50%)

【学生の意見等からの気づき】
研究報告の間隔を、テーマの何度によって柔軟に運用すること。

【学生が準備すべき機器他】
なし。

【その他の重要事項】
課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞憲法、国際人権法
＜研究テーマ＞
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
＜主要研究業績＞
建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(11)（連載継続中）時の法令、2020 年 4 月～ 2021 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』―人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45.　建石真公子「わいせつ概念の再構築ー「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護―フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論– ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程– 」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. · Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権 (ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB · SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度
日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条 約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西 原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先 生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月,101-124 頁。 総頁 801 頁。
「提供型生殖補助医療 (代理懐胎を含む) における生殖の自由の制約とし ての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。 フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―」辻村みよ子編
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline (in English)】
< Course outline >
In the first and second years of the doctoral course, students understand the legal framework of the doctoral dissertation and deepen their theories on the constitutional issues of the research topic, based on previous works.
In the final year of the doctoral course (3 or more years), the student should write in the following order: purpose of the research topic, research method, discussion of constitutional issues, and conclusion.
< Learning Objectives >
The aim of the doctoral course is to elaborate a constitutional theory of the issues to be clarified.
The lectures aim to enable students to examine individual topics and, at the same time, to elucidate the fundamental theoretical problems of constitutional law.
< Learning activities outside of classroom >
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
< Grading Criteria /Policy >
Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class(100%).

LAW700A1

行政法特研演習 I

西田　幸介

備考（履修条件等）：**「行政法特研演習Ⅲ, Ⅴ」と合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 1 年次生の春学期において、(1) 博士論文のテーマを決定するための指導を受け、(2) 研究計画書を作成し、あわせて、(3) 著名な論文をを輪読することによって、受講者が論文を執筆することの意義や方法を知ることを目的とする。
　この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文のテーマを決定することが期待される。

【到達目標】
①博士論文のテーマを決定する
②上記テーマに関する研究計画書を作成する
③論文の書き方を考える

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマ決定のに向けて	博士論文のテーマに相応しいものとしてどのようなものがあるのか、検討する。
第 2 回	著名な論文を読む（1）	塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 3 回	著名な論文を読む（2）	藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 4 回	著名な論文を読む（3）	阿部泰隆『フランス行政訴訟論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 5 回	著名な論文を読む（4）	小早川光郎『行政訴訟の構造分析』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 6 回	著名な論文を読む（5）	稲葉馨『行政組織の法理論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 7 回	著名の論文を読む（6）	橋本博之『行政法学と行政判例』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 8 回	著名な論文を読む（7）	北島周作『行政上の主体と行政法』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第 9 回	研究計画書の作成（1）	研究計画書とは何かについて検討する。
第 10 回	研究計画書の作成（2）	研究テーマ（博士論文のテーマに限定しない）の候補（複数）を挙げて、それらについて比較検討する。
第 11 回	研究計画書の作成（3）	研究テーマを決定し、それを研究計画書に表現してみる。
第 12 回	研究計画書の作成（4）	研究計画書について再検討する。
第 13 回	博士論文のテーマ決定（1）	研究テーマから博士論文のテーマを絞り込む。
第 14 回	博士論文のテーマの決定（2）	博士論文のテーマを決定する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない。

【参考書】
塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』（1962 年、有斐閣）

藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』（1978 年、有斐閣）
阿部泰隆『フランス行政訴訟論』（1971 年、有斐閣）
小早川光郎『行政訴訟の構造分析』（1983 年、東京大学出版会）
橋本博之『行政法学と行政判例』（1998 年、有斐閣）
稲葉馨『行政組織の法理論』（1994 年、弘文堂）
北島周作『行政上の主体と行政法』（2018 年、弘文堂）

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
⑦「規制権限の不行使と国家賠償――『規制不作為違法定式』の判断構造――」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準――厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として――」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 1st semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to decide the theme of his/her doctoral thesis in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to decide his/her theme. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor. Through this process, the student will decide his/her theme.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅱ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**「行政法特研演習Ⅳ, Ⅵ」と合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 1 年次生の秋学期において、(1) 博士論文のテーマを明確化しつつ、(2) 博士論文の素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）を批判的に検討し、(3) 上記テーマにかかる論点を導き出すことを通して、受講者が博士論文の執筆に向けた本格的な準備作業を開始するための土台を作ることを目的とする。
この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、博士論文において論点となる事項を自ら導き出すことが期待される。

【到達目標】
①博士論文について各自が設定したテーマを明確化する
②博士論文で取り上げる素材を適切に理解しつつ問題点を指摘する
③博士論文で検討する論点を導き出す

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマの確認	行政法特研演習Ⅰで確定した博士論文のテーマについて確認し、事後の作業の手順を探る。
第 2 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 3 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 4 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 10 回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 11 回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 12 回	論点の抽出（1）	素材の検討によって得られた知見を生かして、博士論文において、検討する論点を導き出す。
第 13 回	論点の抽出（2）	素材の検討によって得られた知見を生かして、博士論文において、検討する論点を導き出す。
第 14 回	研究計画書の再検討	行政法特研演習Ⅰで作成した研究計画書を、素材の検討、論点の抽出によって得られた知見を用いて再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。
　本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　特に指定しない。

【参考書】
　必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
　平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
　特になし。

【学生が準備すべき機器他】
　特になし。

【その他の重要事項】
　この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
⑦「規制権限の不行使と国家賠償――『規制不作為違法定式』の判断構造――」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準――厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として――」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 2nd semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to make the theme of his/her doctoral thesis clearer in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to make his/her theme clearer. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor, and learn how to write an academic article. Through this process, the student will make his/her theme clearer.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅲ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**行政法特研演習Ⅴと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 2 年次生の春学期において、（1）各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、（2）受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。
　この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

【到達目標】
①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
②上記テーマについて、より深く研究を進める。
③博士論文の概略を決定する。
④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
　演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第 2 回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第 10 回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 11 回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 12 回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 13 回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 14 回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 3rd semester will be have research guidance by research supervisors.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅳ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**行政法特研演習Ⅵと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、博士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 2 年次生の秋学期において、（1）各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、（2）受講者が博士論文で取り上げる資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになり、かつ、博士論文の詳細レジュメを作成することを目的とする。
この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも、秋学期末までに、中間論文（博士論文の一部となるもの）を執筆し、また、博士論文の詳細レジュメを完成させることが期待される。

【到達目標】
①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
②上記テーマについて、より深く研究を進める。
③中間論文を執筆する。
④博士論文の詳細レジュメを作成する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の概略の再検討	春学期の行政法特研演習Ⅲにおいて確定した博士論文の概略を再検討して、秋学期の課題を確認する。
第 2 回	研究内容・方法について質疑応答	各自の研究において生じた疑問点をできるだけ解決するように、フリーディスカッションを実施する。
第 3 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 4 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	中間論文の執筆に向けて	中間論文の執筆に向けて、その内容を検討する。
第 7 回	中間論文の概略の検討	中間論文の概略（目次、素材、結論）について、博士論文の執筆を視野に入れながら検討する。
第 8 回	引用資料の検討（1）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 9 回	引用資料の検討（2）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 10 回	引用資料の検討（3）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 11 回	中間論文の詳細レジュメの検討	中間論文の詳細レジュメを作成し、それについて検討する。
第 12 回	中間論文の一部を執筆してみる（1）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第 13 回	中間論文の一部を執筆してみる（2）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第 14 回	中間論文の一部を執筆してみる（3）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、中間論文・博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 4th semester will be have research guidance by research supervisors.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅴ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**行政法特研演習Ⅲと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 2 年次生の春学期において、（1）各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、（2）受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。
この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

【到達目標】
①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
②上記テーマについて、より深く研究を進める。
③博士論文の概略を決定する。
④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第 2 回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第 10 回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 11 回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 12 回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 13 回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 14 回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 3rd semester will be have research guidance by research supervisors.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅵ

西田　幸介

備考（履修条件等）：**行政法特研演習Ⅴと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は、博士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 2 年次生の秋学期において、（1）各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、（2）受講者が博士論文で取り上げる資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになり、かつ、博士論文の詳細レジュメを作成することを目的とする。
この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも、秋学期末までに、中間論文（博士論文の一部となるもの）を執筆し、また、博士論文の詳細レジュメを完成させることが期待される。

【到達目標】
①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
②上記テーマについて、より深く研究を進める。
③中間論文を執筆する。
④博士論文の詳細レジュメを作成する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の概略の再検討	春学期の行政法特研演習Ⅲにおいて確定した博士論文の概略を再検討して、秋学期の課題を確認する。
第 2 回	研究内容・方法について質疑応答	各自の研究において生じた疑問点をできるだけ解決するように、フリーディスカッションを実施する。
第 3 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 4 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	中間論文の執筆に向けて	中間論文の執筆に向けて、その内容を検討する。
第 7 回	中間論文の概略の検討	中間論文の概略（目次、素材、結論）について、博士論文の執筆を視野に入れながら検討する。
第 8 回	引用資料の検討（1）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 9 回	引用資料の検討（2）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 10 回	引用資料の検討（3）	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第 11 回	中間論文の詳細レジュメの検討	中間論文の詳細レジュメを作成し、それについて検討する。
第 12 回	中間論文の一部を執筆してみる（1）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第 13 回	中間論文の一部を執筆してみる（2）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第 14 回	中間論文の一部を執筆してみる（3）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、中間論文・博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 行政法
＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
＜主要研究業績＞
著書
①『地域社会と人権』（共著）　長谷川正安（監修）
②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）　芝池義一ほか（編）
③『世界の公私協働―制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
論文
①「アメリカ土地利用法における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
②「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
④「アメリカにおけるゾーニングとカベナントの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）

【Outline (in English)】
The purpose of this course is that students in the 4th semester will be have research guidance by research supervisors.
At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following;
In class contribution: 100%.

LAW700A1

国際法特研演習Ⅲ

森田　章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】
国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
受講者による報告の後、全員で討論を行う。
扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。
課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第 2 回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第 3 回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第 4 回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第 5 回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第 6 回	重要参考文献（1）	報告と討論
第 7 回	重要参考文献（2）	報告と討論
第 8 回	重要参考文献（3）	報告と討論
第 9 回	重要参考文献（4）	報告と討論
第 10 回	重要参考文献（5）	報告と討論
第 11 回	重要参考文献（6）	報告と討論
第 12 回	重要参考文献（7）	報告と討論
第 13 回	重要参考文献（8）	報告と討論
第 14 回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方など

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考えてくる。本授業の準備・復習時間は、各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】
国際条約集
国際法判例百選（第３版）

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規担当により、該当なし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
国際法
＜研究テーマ＞
国際コントロール、海洋法、国家管轄権
＜主要研究業績＞①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000 年）②『講義国際法【第 2 版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能　内田久司先生追悼論集』（信山社、2018 年）

【Outline (in English)】
This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.
Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following:

Short reports and in class contribution: 100%

LAW700A1

国際法特研演習Ⅳ

森田　章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】
国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
受講者による報告の後、全員で討論を行う。
扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。
課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第 2 回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第 3 回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第 4 回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第 5 回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第 6 回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第 7 回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第 8 回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第 9 回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第 10 回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第 11 回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第 12 回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第 13 回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第 14 回	論文執筆作業の推進（4）	最終チェック

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】
国際条約集
国際法判例百選（第3版）

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】
本年度新規担当により、該当なし

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞国際法
＜研究テーマ＞国際コントロール、海洋法、国家管轄権
＜主要業績＞①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第 2 版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能　内田久司先生追悼論集』（信山社、2018 年）

【Outline (in English)】
This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.
Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
Short reports and in class contribution: 100%

LAW700A1

民法特研演習Ⅲ

大澤　彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、博士論文執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法の問題状況を把握する。その上で、博士論文の執筆を進める。

【到達目標】
①博士論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法および外国法の状況を把握して、分析する。
②外国法の分析に当たっては、外国法の文献を収集し、その翻訳を進める。
③執筆中、随時、博士論文のプラン（構成）および論旨を見直す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
博士論文のテーマについて日本法・外国法の文献・判例を収集し、それらを精読して分析する。同時に、博士論文の執筆を進める。執筆途中で、何度も報告の機会を設け、プランや論旨の練り直しを行う。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	テーマに関する日本法の分析①	報告・議論
第 3 回	テーマに関する日本法の分析②	報告・議論・不足している文献の列挙
第 4 回	テーマに関する外国法の分析①	文献調査結果の報告
第 5 回	テーマに関する外国法の分析②	文献の読解、および、報告・議論
第 6 回	テーマに関する外国法の分析③	報告・議論・不足している文献の列挙
第 7 回	博士論文の構成および論旨の中間報告①	報告・議論による課題の抽出
第 8 回	テーマに関する日本法の分析③	報告・議論
第 9 回	テーマに関する日本法の分析④	報告・議論・不足している文献の列挙
第 10 回	テーマに関する外国法の分析④	文献調査結果の報告
第 11 回	テーマに関する外国法の分析⑤	文献の読解および報告・議論
第 12 回	テーマに関する外国法の分析⑥	文献の読解および報告・議論
第 13 回	テーマに関する外国法の分析⑦	報告・議論・不足している文献の列挙
第 14 回	博士論文の構成および論旨の報告	報告・議論、および、課題の抽出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文完成に向けた文献調査および分析を進める。
本授業の準備時間は 120 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。

【参考書】
論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）
清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点による（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
該当無し

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
In this lecture, we prepare for the doctral thesis : first of all, we choose the theme and we search for literatures, and finally, we build the plan of our doctral thesis.
Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW700A1

民法特研演習Ⅳ

大澤　彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本科目は、博士論文執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法の問題状況を把握する。その上で、博士論文の執筆を進める。

【到達目標】
①博士論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法および外国法の状況を把握して、分析する。
②外国法の分析に当たっては、外国法の文献を収集し、その翻訳を進める。
③執筆中、随時、博士論文のプラン（構成）および論旨を見直す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
博士論文のテーマについて日本法・外国法の文献・判例を収集し、それらを精読して分析する。同時に、博士論文の執筆を進める。執筆途中で、何度も報告の機会を設け、プランや論旨の練り直しを行う。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	テーマに関する日本法の分析①	報告・議論
第 3 回	テーマに関する日本法の分析②	報告・議論・不足している文献の列挙
第 4 回	テーマに関する外国法の分析①	文献調査結果の報告
第 5 回	テーマに関する外国法の分析②	文献の読解、および、報告・議論
第 6 回	テーマに関する外国法の分析③	報告・議論・不足している文献の列挙
第 7 回	博士論文の構成および論旨の中間報告①	報告・議論による課題の抽出
第 8 回	テーマに関する日本法の分析③	報告・議論
第 9 回	テーマに関する日本法の分析④	報告・議論・不足している文献の列挙
第 10 回	テーマに関する外国法の分析④	文献調査結果の報告
第 11 回	テーマに関する外国法の分析⑤	文献の読解および報告・議論
第 12 回	テーマに関する外国法の分析⑥	文献の読解および報告・議論
第 13 回	テーマに関する外国法の分析⑦	報告・議論・不足している文献の列挙
第 14 回	博士論文の構成および論旨の報告	報告・議論、および、課題の抽出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文完成に向けた文献調査および分析を進める。
本授業の準備時間は 120 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。

【参考書】
論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）
清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点による（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】
該当無し

【担当教員の専門分野等】
＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法
＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
＜主要研究業績＞
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline (in English)】
In this lecture, we prepare for the doctral thesis : first of all, we choose the theme and we search for literatures, and finally, we build the plan of our doctral thesis.
Students will be expected to spend one hundred twenty hours for a preparation for the whole term.
Final grade will be calculated according to the presentation and the contribution in the class.

LAW700A1

民法特研演習Ⅲ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**民法特研演習Ⅴと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Ⅴでは、Ⅳに引き続き、論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を継続し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

【到達目標】
論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。
中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認	論文の執筆計画を踏まえた進捗状況を報告し、今学期の作業課題を確認する。
第 2 回	論文の執筆状況の報告と草稿の検討（中間報告、以下同じ）(1)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 3 回	草稿の検討(2)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 4 回	論文の執筆状況の報告(1)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 5 回	論文の執筆状況の報告(2)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 6 回	草稿の検討(3)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 7 回	草稿の検討(4)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 8 回	中間整理	ここまで執筆・検討された草稿を論文の全体構想に照らして洗い直し、次の課題を整理する。
第 9 回	論文の執筆状況の報告(3)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 10 回	論文の執筆状況の報告(4)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 11 回	草稿の検討(5)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 12 回	草稿の検討(6)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 13 回	草稿の検討(7)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 14 回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。
本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).
[Learning Objectives]
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

民法特研演習Ⅳ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**民法特研演習Ⅵと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Ⅵでは、Ⅴに引き続き、論文の執筆計画に沿って、博士論文を完成させ、その口頭発表及び刊行に向けての準備を進めることを目的とする。

【到達目標】
論文の執筆計画に沿って博士論文を完成させること。
完成した博士論文にそくした研究発表に備えること。
今後の研究課題の展望をまとめること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形態で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認と課題の検討	執筆状況を確認し、論文完成を展望して残された課題を列挙する。
第 2 回	研究課題・方法についての議論(1)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 3 回	研究課題・方法についての議論(2)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 4 回	研究課題・方法についての議論(3)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 5 回	論文の構成についての議論(1)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 6 回	論文の構成についての議論(2)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 7 回	論文の表現についての検討	草稿における表現・表記を吟味し、正確かつ適切で、一貫した表現・表記を確保する。
第 8 回	論文の形式についての検討	論文としての形式を備えていることを再確認する（引用方式、注、参考文献リストなど）。
第 9 回	論文の口頭発表の準備(1)	口頭発表のための論文の要旨の構成・内容の検討。
第 10 回	論文の口頭発表の準備(2)	口頭発表のためのレジュメの検討。
第 11 回	論文の口頭発表の準備(3)	論文の口頭発表の試行と質疑応答。
第 12 回	論文の出版に向けた準備(1)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 13 回	論文の出版に向けた準備(2)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 14 回	今後の研究課題の確認	博士論文から派生する近接問題や今後の研究課題を検討し、研究の継続性を担保する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。
本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（1 3）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).
[Learning Objectives]
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

民法特研演習Ⅴ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**民法特研演習Ⅲと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Ⅴでは、Ⅳに引き続き、論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を継続し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

【到達目標】
論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。
中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形式で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認	論文の執筆計画を踏まえた進捗状況を報告し、今学期の作業課題を確認する。
第 2 回	論文の執筆状況の報告と草稿の検討（中間報告、以下同じ）(1)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 3 回	草稿の検討(2)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 4 回	論文の執筆状況の報告(1)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 5 回	論文の執筆状況の報告(2)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 6 回	草稿の検討(3)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 7 回	草稿の検討(4)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 8 回	中間整理	ここまで執筆・検討された草稿を論文の全体構想に照らして洗い直し、次の課題を整理する。
第 9 回	論文の執筆状況の報告(3)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 10 回	論文の執筆状況の報告(4)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 11 回	草稿の検討(5)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 12 回	草稿の検討(6)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 13 回	草稿の検討(7)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 14 回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。
本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（１３）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).
[Learning Objectives]
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

民法特研演習Ⅵ

川村　洋子

備考（履修条件等）：**民法特研演習Ⅳと合同開講**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。
Ⅵでは、Ⅴに引き続き、論文の執筆計画に沿って、博士論文を完成させ、その口頭発表及び刊行に向けての準備を進めることを目的とする。

【到達目標】
論文の執筆計画に沿って博士論文を完成させること。
完成した博士論文にそくした研究発表に備えること。
今後の研究課題の展望をまとめること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
演習形態で行う。
状況により、リアルタイムオンライン方式（Zoom）も活用する。
受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認と課題の検討	執筆状況を確認し、論文完成を展望して残された課題を列挙する。
第 2 回	研究課題・方法についての議論(1)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 3 回	研究課題・方法についての議論(2)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 4 回	研究課題・方法についての議論(3)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 5 回	論文の構成についての議論(1)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 6 回	論文の構成についての議論(2)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 7 回	論文の表現についての検討	草稿における表現・表記を吟味し、正確かつ適切で、一貫した表現・表記を確保する。
第 8 回	論文の形式についての検討	論文としての形式を備えていることを再確認する（引用方式、注、参考文献リストなど）。
第 9 回	論文の口頭発表の準備(1)	口頭発表のための論文の要旨の構成・内容の検討。
第 10 回	論文の口頭発表の準備(2)	口頭発表のためのレジュメの検討。
第 11 回	論文の口頭発表の準備(3)	論文の口頭発表の試行と質疑応答。
第 12 回	論文の出版に向けた準備(1)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 13 回	論文の出版に向けた準備(2)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 14 回	今後の研究課題の確認	博士論文から派生する近接問題や今後の研究課題を検討し、研究の継続性を担保する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。
本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特になし。

【参考書】
必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】
平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　民法
＜研究テーマ＞　契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
＜主要研究業績＞
①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020 年）
②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）
③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）
④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（1 3）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）
⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline (in English)】
[Course outline]
In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).
[Learning Objectives]
In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.
[Learning activities outside of classroom]
Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.
[Grading Criteria/Policy]
Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

商法特研演習Ⅰ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

【到達目標】
本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、演習形式で行う。教員が指定した文献資料を受講者が事前に予習したうえで、教員とのディスカッション形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文テーマその１	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第 2 回	博士論文テーマその２	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文テーマその３	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	研究素材の検討（１）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第 5 回	研究素材の検討（２）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第 6 回	研究素材の検討（３）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第 7 回	研究素材の検討（４）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第 8 回	研究素材の検討（５）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第 9 回	研究素材の検討（６）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。
第 10 回	研究素材の検討（７）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。
第 11 回	研究素材の検討（８）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。
第 12 回	研究素材の検討（９）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。
第 13 回	研究素材の検討（１０）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。
第 14 回	研究素材の検討（１１）	博士論文で取り上げる素材（日本法文献）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、教員が指定した文献資料を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要があり、準備および復習時間は、それぞれ２時間以上とする。

【テキスト（教科書）】
必要に応じて、教員が指定する。

【参考書】
必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業時の発表やディスカッション等に関する学習態度等に応じて、平常点（100 %）として評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 商法
＜研究テーマ＞ 会社法、保険法、金融商品取引法

【Outline (in English)】
This course is designed to provide research guidance to students for writing their doctoral dissertations, and is intended to enable students to examine their research topics in more depth.

LAW700A1

商法特研演習Ⅱ

潘　阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

【到達目標】
本講義は、前期の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
授業は、演習形式で行う。教員が指定した文献資料を受講者が事前に予習したうえで、教員とのディスカッション形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	研究素材の検討（12）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 2 回	研究素材の検討（13）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 3 回	研究素材の検討（14）	博士論文で取り上げる素材（米国法）について検討する。
第 4 回	研究素材の検討（15）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 5 回	研究素材の検討（16）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 6 回	研究素材の検討（17）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 7 回	研究素材の検討（18）	博士論文で取り上げる素材（米国法文献）について検討する。
第 8 回	研究素材の検討（19）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 9 回	研究素材の検討（20）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 10 回	研究素材の検討（21）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 11 回	研究素材の検討（22）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 12 回	研究素材の検討（23）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 13 回	研究素材の検討（24）	博士論文で取り上げる素材（中国法文献）について検討する。
第 14 回	研究素材の検討（25）	まとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、教員が指定した文献資料を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要があり、準備および復習時間は、それぞれ２時間以上とする。

【テキスト（教科書）】
必要に応じて、教員が指定する。

【参考書】
必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業時の発表やディスカッション等に関する学習態度等に応じて、平常点（100 %）として評価する。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 商法
＜研究テーマ＞ 会社法、保険法、金融商品取引法

【Outline (in English)】
This course is designed to provide research guidance to students for writing their doctoral dissertations, and is intended to enable students to examine their research topics in more depth.

LAW700A1

社会法特研演習Ⅴ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】
最新の社会保障法・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。
この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
・新たな課題について、次回までに研究してくる。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 2 回	研究発表	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。 ・当面の研究内容に関する確認。
第 3 回	研究発表	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1 回目）。
第 4 回	研究発表	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2 回目）。
第 5 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 6 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 7 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第 11 回	研究発表	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第 12 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 13 回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第 14 回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・設定した博士論文課題についての調査、研究
・本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】
1．報告の内容（50 %）
2．担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論ー労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性ー」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
− B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. Quality of student reports: 50%
− b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW700A1

社会法特研演習Ⅵ

沼田　雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】
最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。
この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法・労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
・新たな課題について、次回までに研究してくる。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第 2 回	研究発表	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 3 回	研究発表	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 4 回	研究発表	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 5 回	研究発表	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 6 回	研究発表	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第 7 回	研究発表	・第 6 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表	・第 6 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表	・第 6 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第 11 回	研究発表	・執筆した部分の評価（1 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 12 回	研究発表	・執筆した部分の評価（2 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 13 回	研究発表	・執筆した部分の評価（3 回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第 14 回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・設定した博士論文課題についての調査、研究
・本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】
1．報告の内容（50 %）
2．担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。
・レジュメ等の作成に必要な端末。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　社会法（社会保障法・労働法）
＜研究テーマ＞　非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞
「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論ー労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性ー」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺: 労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline (in English)】
1. Course Outline
This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.
2. Learning Objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
− A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
− B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.
3. Learning Activities Outside of Classroom
Lecture/Exercise（two-credits）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.
4.Grading Criteria /Policies
Your overall grade in the class will be decided based on the following:
− a. Quality of student reports: 50%
− b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

法政大学
HOSEI University